

平成23年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成23年9月15日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	高橋卓郎
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	坂井嘉徳
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	川村登志幸	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告を申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 中村重光君と11番 村瀬明義君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（道下和茂君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

6番 高田文一君の発言を許します。

○6番（高田文一君）

それじゃあ改めまして、おはようございます。

先週から大変暑い日が続いております、真夏日という日が続いております。きょうも三十二、三度になるとかいう話でございまして、そうと言いながら、さすがにセミの鳴き声は聞かれなくなりましたし、かわってトンボが飛び交うようになりました。夜はやかましいぐらい、田舎でございまして、虫が鳴いております。二、三日前は中秋の名月とかいうことでしたが、そういうことで間違いなく季節は着々と2月に向けて動いているように思います。そんなきょうこのごろでございすけども、市長におかれましては、元気で笑顔でございすか、毎日。余り返事がないですけども。

そんなことで、きょうは元気で笑顔あふれる本巢市づくりについて、関連でもございすけど、お聞きをしていきたいと思ひます。

議長の許可のもと、通告に基づきまして、大きくは4点でございすけれども、お願いしたいと思ひます。

最初の藤原市政の1期の総括についてでございす。

この総括につきましては、私も過去に関連も含めまして2回ほど質問させていただいております。後ほど答弁も含めて改めてお聞きすることもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

平成20年の第1回定例会の所信表明、すなわち市長になられてから最初の所信表明でございますが、その中に、一つは選挙期間中に多くの市民と接し、市民の感情に対する思い、市政に対する期待等々がございまして、いわゆる、すなわち市民感覚のわかりやすい市政、市民の願う声が市政に届く身近な市政を推進するというこゝで、最初に取り組みたいと表明されましたのが市政の総点検と記憶しております。

この総点検につきまして、一つは、最初に出されましたのが、あの選挙中に立会演説会をやったり多くの市民の皆様へ訴えられました、すなわちマニフェストだと思ひます。これが藤原市政の出発の私は原点だと思ひ、常に議会のたびにこれは所持しております。自分勝手でございますけれども。市長がどういふふうに進めていかれてるのかなと思ひつつ、このことは原点だと私はそう思ひながら、今日まで市政についてのかかわりを見続けてきたわけでございます。

その後、市長になられてから新しくつくられましたのが、これが元気で笑顔あふれる本巢市づくり、後ほどお聞きをするんですけども、対話集会、市民集会、座談会等々で、多くの市民の皆様へこのことを御説明をしながら訴えてこられた経緯だと承知をしております。そういうこゝで、すなわち元気で笑顔あふれる本巢市づくりの実現のための三つの基本方針はもちろんこれでございます。元気な里づくり、ぬくもりのある里づくり、うるおいのある快適な里づくり。四つの基本姿勢というものは、私は原点でありますこのマニフェストの1、2、3、4というふうには自分では解釈をしております。

そういうこゝで、特にそのたくさんの基本姿勢の中で施策を掲げておられますけれども、今回は一番重視をされてるのではないかなというふうには思っております以下の3点について、順次、お聞きをしていきたいと思います。

最初に、それでは市政の総点検をどう総括されておりますか、市長にお聞きをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

おはようございます。

ただいま高田議員からの御質問につきまして、順次、これから御回答申し上げたいというふうには思っております。

先ほど来、高田議員のほうから私の市政運営の原点ということにつきまして、今ある御質問がございましたけれども、その第1点で、まず市政の総点検の総括ということにつきましてお答えを申し上げたいと思っております。

まず、市政の総点検につきましては、平成20年度に市長に就任いたしまして、まず、最初に取り

組ませていただきました事業でございます。この点検に当たりましては、市民の皆様への市政に対する生の声をお聞きすることと、市職員におきましても自己点検を行うというこの両面からの点検として実施をさせていただきました。市民の皆様からの声といたしましては、地域座談会等を65回開催し、延べ2,598人の方に御参加もいただき、123件の御意見、御提言をいただいたところでございます。この結果につきましては、議会にも御報告し、公表もさせていただいたところでございます。こうした市政総点検の結果は、その後、予算編成、また行政運営に可能な限り反映させていただいたところでございます。

具体的に少し主な事業を御報告させていただきますと、屋井工業団地の整備と企業誘致の推進ですとか、農産物のブランド化や販路拡大のための本巣市地産地消推進委員会の設置、淡墨公園等観光施設の整備、それから沿道修景事業の実施、また間伐事業や林道の整備等を実施してまいったところでもございます。

また、子育て支援といたしましては、乳幼児医療費助成対象の中学生までの拡大、また妊婦健診の公費助成の拡大、また保育園・幼稚園の耐震診断・耐力度調査の実施や保育園の新築・増築の実施、また消費者保護のための生活安全対策監の設置、寝たきり老人等介護慰労金支給事業及び紙おむつ購入費助成事業の継続実施、また消防団真正・根尾・本巣方面隊の各消防車庫など消防施設の整備等も実施してまいりました。

さらに、西部連絡道路を初め市民生活に密着した道路、歩道の整備、通学路のカラー舗装化、公園の遊具等の整備、地域情報化を図るためのケーブルテレビ事業の実施、全小・中学校の耐震化の実施と完了、真正スポーツセンターの建設、簡易水道の統合や上下水道の整備、レジ袋有料化・ノーマイカー運動などによる地球温暖化対策の推進、淡墨桜などの文化財の保存・保護などを実施してまいったところでございます。

こういったことで、それぞれ市政の総点検で、市民の皆様方から御意見、御要望等、御提言があったものを、こうして一つ一つ予算化等をしてしながら、市民の負託にこたえてきたところでもございます。市政の総点検は20年度で終わりましたが、市政の点検というのは、時代の変化と市民ニーズに的確に対応していくために絶えず必要であるというふうに思っております、これをやめたり、一時休止するというののできない取り組みということで、今後もこの点検というのは絶えず行いながら、市政運営をやっていく大変重要なものであるというふうに思っておりますので、これからもこのことを忘れないように絶えず市政の点検をしながら市政を運営していきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

本当に総点検の結果を、それぞれ予算化をし、あるいは事業化して、今日まで進めてこられたことについては承知をしております。

一つだけ、少し触れられておりました職員の点検とおっしゃいましたですかね、その市の職員の意識改革について。私もこの20年の6月の市政の総点検の取り組みについて一般質問をしたところでございますけれども、そこの中でも、やはり平成20年度のその最初の年の所信表明にもきちっと言っておられますが、幅広く市民の声を収集し、確実に施策へ反映する全庁体制による取り組みが必要であり、あわせて市職員の意識改革を図り、総点検を円滑に効果的に進めると、こうおっしゃってますが、今少し触れていただきましたけれども、その職員の意識改革を今までもどのように、一つは、承知しておりますのが、若手の職員による市の政策研究グループですか、これは確かに組織化されて進めておられますけれども、そういうことも含めて総括されることがあり、あるいはこれから臨むことがありましたらひとつお聞きをしたいんですが、お願いします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

質問のございました職員の意識改革の問題でございます。

市政の総点検におきましては、先ほども申し上げましたように職員の内なる点検ということで、この点検作業に従事するというのでやっていただきました。そして、その中で職員の意識改革もあわせてやるということで、課長補佐以下のいわゆるプロジェクトチームをつくり、そして最終的には部局長のクラスでまとめていくという形をとらせていただきましたけれども、そういう中で、しっかりと職員がこういうものに取り組んでいくというもの1回で終わらせてはまずいなというようなこともございまして、その後、職員の提案制度ですとか、それから先ほどもお話がございましたような若手職員の研究グループの立ち上げというようなことを行いながら、この総点検で取り組んでいただいたその気持ちをこれからもいろんな形でフォローしていこうということで、その組織をつくらせていただいたところでございます。

今、そうやってすぐにはできるかどうかというのはなかなか難しい問題もございまして、以前にも答弁もさせていただいてますように徐々に徐々に意識改革というのは進んでいくというふうに思っております。これが、これからの本巢市を引っ張っていく若い方々のまた力になり、また能力になっていくということを私は固く信じておまして、これからもこうした取り組みをしっかりとやりながら、職員の意識改革、そして市政への貢献というのを、これからも期待してもらいたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

もう一つは、当然先ほど事業について予算を含み事業を進めていかれるんですが、これは当たり前のことなんですけれども、裏には行政改革大綱というものが、これは当然セットになって動いて

いくといいますが、進めていくのは当然だと思いますが、改めて私も21年3月に市政の総点検のまとめと今後の方向性ということで、行政改革大綱との何といいたいでしょうか、裏づけといいたいでしょうか、そういうことをきちんとともに進めていくと。特に、この年の所信表明の中でも、23年度からの第2次本巢市行政改革大綱に反映をさせていくというふうにしちとおっしゃってますので、その辺のところをもう一度ここでお聞きをしていきたいと思いますが、お願いします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

行革大綱への位置づけ、これら総点検の結果をどういうふうにしちつけていったのかとか、いくのかというお話でございます。

行革大綱のほうにも、いろいろ御提言、市民の皆さん方から御提言、御意見のあったものを、すぐにできないもの、そして今後も検討していかなくやいけないもの、そういったものはもちろん行革大綱の中に、22年度ですね、昨年いわゆる改定をいたしました行革大綱の中にも位置づけさせていただいておりますし、考え方そのものは、やはり市政の総点検、そして職員の皆さん方が自己点検をされたそれが引き続いて2期の行革大綱のほうへ私は反映させていただいておりますし、それを意識を持ったからこそ、今回のまた23年度からの行革大綱の中への位置づけができたというふうにしております。こういった点検を通じて、いわゆる行革そのものも絶え間ない、歩みをとめることのできない行革大綱への取り組み、行革への取り組みというのをこれからも推進していきたいというふうにしております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

そういうことで、今いろいろ御答弁いただいたことは、当然次の二つ目の対話重視、現場主義と結びついていくわけでございまして、20年度の所信表明の中でも、その市政の総点検を進めるためには課題や問題点を把握し、生かすところは生かす、改めるべきは改めるという市政に組み臨みたい。そのためには、対話集会を開催していくと。その具体的なことが、対話重視であったり現場主義ということではないかと思いますが、この点についても総括等についてお聞きをいたします。市長をお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

二つ目の対話重視、現場主義という御質問の総括ということでございますけども、これにつきま

してお答え申し上げたいと思いますけども、このお尋ねのございました対話重視と現場主義と申しますのは、私の市政運営の四つの基本方針の一つでもございまして、市民との対話と現場主義による市政、その四つの中でも特に重要視をしておる基本方針でございます。

先ほど御答弁いたしましたように、平成20年度には市政の総点検ということで、早速、対話と現場主義の市政、これを実践させていただいたところでございます。そうしたことで、各座談会等に赴きましてお話をさせていただいたということで、そこでいろいろと現場の皆さんということで、地域の課題等々お話をお聞きして、御意見、御提言ということでいただいたということでございます。

私がかねてから申し上げておりますように、市政の課題、いわゆる市政をやっていくことに、その進めていくには、課題は現場にある、そしてその課題を解決する策もまた現場にあるという考えを持っておりまして、これは平成20年度に市政の総点検ということで各地域をやりましたけども、21年度以降もこうした考えに立ちまして、各自治会の会合を初めといたしましてイベント、行事等、そういう出席につきましては、従来は市長が出るというのは、こういう基準でというんですかね、一定の基準を設けて今まで出欠の判断を行っていたようでございますけども、私は先ほど申し上げましたように、やはり現場というのが一番最重視だということでございまして、市長就任以来、日程等都合つく限り出席をさせていただいております。また、商工会が主催いたします産業懇談会、また、毎年市内企業への訪問ということも行いながら、市民とか企業の皆様との対話等に努めてきたところでもございます。こうした対話、いろんな皆さん方の声を21年度以降も御意見、御提言、いろいろその場で出てきたものは毎年度の予算編成、また行政運営に可能な限り反映させていただいたところでもございます。

今後こうした複雑、多様化いたします市民ニーズ、それからまた年々と厳しくなっておりますいろいろな課題が出てまいりますけども、そうした新たな課題にも対応した市政運営というのを的確にやっていく。そしてまた市民目線と市民感覚に立って進めていくというためには、私は先ほどもずっと申し上げておりますように、重要視をしております現場主義、対話重視という、こういうものはもう欠かせないというふうに思っております、今後こういった現場主義、対話重視によりきめ細やかな市政運営というのを今後行っていかなければならないと思っておりますし、これは当然必要なものであるというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

全くそのとおりでございまして、何度も繰り返しておっしゃってますように、課題は現場にある。現場というのは、すなわち市民の声を直接聞きながら市政に反映していくということだと思います。そういうことで、22年の所信表明の中に、初めてこの市民協働という言葉が出てくるわけでございまして、これは当然今までそういう対話重視、あるいは現場主義をずっと重ねてこられれば、そこ

に生じてくるのが、今、総合計画などでもきちんとたっておられる市民協働へのまちづくりで基礎となることではないかと思ってるんですが、ひとつそのことについて、22年度もそういうふうにも市民協働を進めていくと。まちづくりの中には進めていくというふうにおっしゃってまして、これも時代の要請でもあるというふうにおっしゃってますので、そういう対話重視、現場主義進めながら、市民協働をどういうふうにこれから確立していくのか。それはなぜかといいますと、今、21年度以降も進めていくというふうにおっしゃってますので、そういう関係、考え方がありましたら、お聞きをしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

市民協働のあり方ということの御質問でございます。

先ほど高田議員のほうから御質問のありましたとおり、こういう市民との対話、それとか現場主義というものの行き着くところは、やはり市民の皆様と一緒に政を進めていくということになっていくわけございまして、そういったことで市民協働というのが、これから大きな政策の課題の一つになってきているというふうに思っております、そういったことから、後期の本巢市の基本計画の後期計画の中に、市民協働というのを今度は大きく項目を取り上げまして、市民協働による市政というのを大きく打ち出したところございまして、この協働を実のあるものにしていくには、やっぱり皆さん方に積極的に市政に参加していただく。そして市民レベルでできるものというものは、どんどんと提案、提言もしていただいて、また実行していただくよう、そこに我々もサポートしていくというような、そういうような市と市民とが一体となってまちづくりを行っていく、そういう仕組みを、この後期の基本計画の中で打ち出してきておりまして、これをしっかりと、地についた市民協働の形になりますように、これからは我々も頑張っていきたいと思いますし、また市民の皆さん方の参加、御支援をお願い申し上げたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

御答弁のとおり市民協働のまちづくりを進めていかれることが、藤原市政の評価の高いところへいくのではないかとこのように思っております。

そんなことで、次は3点目の公正で透明性の高い行政の実現は。

これはもう当然のことでございますけれども、なぜ三つ目にこのことをあえてお聞きをしたいかということをおっしゃると、また、もとへ戻るわけなんでございますけれども、マニフェストの市政運営の四つの基本姿勢というのがございまして、最初に公正かつ透明性の高い市政というふうにおっしゃってございます。二つ目は対話重視、現場主義であったり、そういうことではございますが、最後

にこのことをあえて市政運営の一つとして掲げておられますし、もちろんこのことを現実として進めておられることは事実でございますけれども、ここでもう一度、そういう決心も含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは3点目ですね、公正で透明性の高い行政の実現ということでの御質問にお答え申し上げたいと思います。

議員御指摘のように、市政運営の基本方針の一番最初に、公正で透明性の高い市政の実現というのを掲げさせていただいております。これは一番に挙げております。先ほど現場主義、対話重視というのが最重視をしておるといってお話を申し上げましたけれども、この公正で透明性の高い市政、これはもう言うまでもない、市政を担う者はこれはもう当たり前の基本姿勢だというふうに私は思っております、そういったことで一番に挙げてさせていただいております。これは言うまでもない、そういうことは当たり前だということ打ち出させていただいております。

具体的にちょっと少しお話を申し上げさせていただきますけれども、この公正で透明性の高い市政、これは先ほどお話も出ておりますように対話重視と現場主義、このような相通じるもの、やはりこういう皆さん方の声を聞きながら、そして透明性の高い、そしていろんな地域とか、それから個人の皆さんをそういういろんな区別をすることなく、やはり公正に市政を執行していくということで、いわゆる担保する、こういうものをしっかりと担保するのがやっぱり対話重視と現場主義でもあろうかというふうに思っております。多くの皆様方とこうしたオープンに議論をして、政策を見える形で提示していくということが、公正で透明性の高い市政につながっていったらいいんじゃないだろうかというふうに思っております、こういうことを念頭に入れながら、対話重視、現場主義というような形で、またオープンに議論する、そういうことに取り組んできたところでございます。

具体的な少し、どういったことに取り組んできたかと申しますと、まず、公正な市政の取り組みということにおきましては、市の各種計画の策定につきまして、一部の方の意見に偏らないよう、無作為抽出によります市民意識調査というものを実施いたしますとともに、平成20年度からは新たに本巢市パブリックコメント手続要綱というものも制定をいたしまして、計画案を広く公表いたしまして、市民の皆様方から御意見をいただくということによりまして、多くの市民の方の声が市政に反映できるように努めてきたところでございます。

また、工事の入札につきましても、事後申請型制限つき一般競争入札というものを採用いたしまして、入札参加を希望する業者が公平に参加できるように配慮するなど、公正な契約事務の遂行に努めてまいったところでもございます。

また、透明性の高い市政の取り組みといたしましては、市政に関する情報を市民の方にわかりやすく、必要なときに容易に見ることができるよう、いわゆる市の広報紙、市のホームページを

初めケーブルテレビの番組を活用いたしまして、積極的に市の情報を提供しているところでもございます。

また、情報公開につきましても、市の情報については原則公開という理念のもとに、本巢市情報公開条例というのに基づきまして、積極的に取り組んでいるところでもございます。

さっき冒頭に申し上げましたように、公正で透明性の高い市政というのはもう当然のことでもございます。今後もこうした市政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6 番（高田文一君）

総点検の数々の実績、あるいは事業の経過、あるいはこれからの一部課題等々含めて、たくさんの御答弁をいただきました。そういうことで、そういうことが市政の大きな豊富な経験ということになりましょうし、まだまだ進めなきやいけないこともあるでしょう。

ということで、二つ目の2期目への決意とその実現のための体制づくりについてお聞きをしたいと思えます。

いよいよ、先ほども冬が来るという話をしたところでもございますけれども、間違いなく3月6日でもございますか、たしか任期満了は3月6日だと思いますが、そうしますと、2月が選挙日程というふうに私はそう考えております。いよいよもう残すところは4カ月余りとなり、そういう今のこの時期に、今、総点検でいろいろ御答弁いただいたことは非常に本巢市にとって、あるいは本巢市のまちづくりについて貴重なことであり、当然のことでもあります。ぜひ、これからの2期目への決意について、ここでお聞きをしたいと思えます。よろしく願います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、2点目の2期目への決意というお話でございますので、御質問にお答えを申し上げます。

市長に就任をさせていただきましてから、早いもので3年6カ月が経過をいたしました。これまで対話重視と現場主義というのを基本姿勢に、元気で笑顔あふれる本巢市づくりを目指して、先ほどから議員の御指摘もございまして、元気な里づくり、ぬくもりのある里づくり、うるおいのある快適な里づくり、この三つの視点から、市民の皆様が未来に向かって明るい希望を持てる政策、施策の実現に向け、議員各位、各種団体、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら進めさせていただきました。

具体的にやってきたものは、重複いたしますけれども、計画づくりといたしましては、先ほど来お話しさせていただいておりますように本巢市総合計画の後期基本計画、また本巢市行財政改革大綱実施計

画の策定ですとか、それから各分野にわたります各基本計画の策定ということを実施してまいりました。また、事業といたしましても、また重複いたしますけれども、子育て支援の充実強化、また小・中学校校舎の耐震化増改築などの教育環境の整備、また幹線・生活道路の整備ですとか、上下水道の整備などの市民の皆さん方の生活に直結する部分のところに積極的に取り組んでまいったところでもございます。また、集中改革プランに基づく定員適正化、指定管理者制度の推進ということも実施をさせていただいてますし、また歳入拡大や歳出削減のための全庁的な取り組みということも行わせていただきまして、本巢市の経営の健全化の実現に向けた取り組みも推進してきたところでございます。

しかしながら、市長就任以来、市民の皆様の負託にこたえるために全力で頑張っておりましたが、先ほどのお話し申し上げたこういった事業のほかにも、まだ進行中の事業、また検討中の事業や施策というのが残されているのも事実でございます。こうした道半ばの施策や事業について、こうした施策等を提案し、そしてまた市民の皆様にお約束をいたしました市政運営の責任者といたしまして、しっかりとした方向づけ、道筋をつけていく責任があると思っております。この責任を果たしていくために必要となります決断を、議会の皆様初め市民の皆様の御意見を今後よく伺いながら、最終の決断をしてまいりたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

今、御答弁の中で言われておりますのが、まだまだ進行中であり、検討中である、すなわち事業、そういう事業、あるいは施策がございますけれども、道半ば、道半ばということをおっしゃっておりますが、その道半ばのいわゆる施策や事業について、市民との約束もある。そういうことで市政運営の責任者として、この道半ばを、道筋とおっしゃったと思いますが、きちんと道筋をつける責任があると、こういうふうにおっしゃって、決断をしたいということでございますが、私は先ほど1項目でお聞きしましたそのもろもろのいろんなことを含めて、さらに大きく豊富な経験ももちろんでございますけど、経験豊かであったり、精神的な豊かさも含めて、そのことが次へ行くステップだというふうに思ったから二つ目をお聞きしたわけでございます。

私は、これは決断されたというふうに理解をしております。そして、責任ということをおっしゃってましたが、私は責任というのは、引き受けて、引き受けて果たさなければならない、そういう職務であるというふうに私は責任を理解しておりますので、いよいよ決断をされたというふうに理解をいたしました。それでよろしいでしょうか。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

なかなか禅問答のような難しい話をお聞きされましたけども、先ほどお答え申し上げましたよう

に、総合計画でございますとか、行革大綱でございますとか、各種の基本計画等々、私の責任者としていろいろ今後5年間等々の計画づくりもさせていただいております、その中には、私の意思もかなり入っておりますので、そういったものをしっかりと公表させていただいてることから、これは市民の皆様へ、議会の皆様を初め市民の皆さん方へお約束したということでもございます。これをしっかりと方向づけをしていくというのが、やはり提案もし、そして市民の皆さん方に訴えた責任者としてやっていかなきゃならないという思いで先ほどお答えを申し上げたところでございます。

この責任を果たしていくためには何が必要になるかというのは、先ほど来ちょっと高田議員が話をしておるようなことにつながっていくだろうと思いますけども、今後もう一度、議会の皆さんを初め市民の皆さん方にまた御意見をよくしっかりと伺いながら決断をしまいたいし、結論を出してしまいたいというふうに思っております。そう遅くない時期に、皆さん方のお話をお聞きする中で最終決断というのを進めてまいりたいというふうに思っております。

[6番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

くどいようですが、市民との約束を市政運営者の責任者であるという、その責任を果たすためには、とても2月までには果たせそうもないと私は思うわけですし、来年の2月までには果たせない。相当な時間が要する。だから決断をしたというふうに理解をして、このことについてはそういうふうに理解をいたしました。

それじゃあ二つ目の、そういうことであるので、私は多分、この大きなことであります二つ目のことです。これはいつも所信表明で言われておりますように、国が地域主権改革や財政改革等に取り組み、進行しておりますが、大変、不透明感がある。そういう中で、やっぱり市政をどのように進めていけるのかということです。これは2月までにはできませんからね、長年かかりますので。

そういうことで、23年度の所信表明の中でも、きちっと経済の低迷、円高、あるいは不透明な経済対策。しかし、その上で少子高齢化に伴う社会保障等々云々、全部で具体的には予算の政策の中で大きく7項目の点検、見直しを上げておられます。当然のことながら23年度で終わる、あるいは終わらないこともあるでしょうし、これから進めていくことについても考えられるわけですが、この点についてお聞きをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

今後の本県市政の方向づけというものでございます。先ほどもお話ししましたように23年度の予算のお話のことでお尋ねございましたけども、23年度予算もこういう景気低迷、そして不透明感の漂う社会情勢の中で、やはり市民の安全・安心をしっかりと確保しながら、いいまちをつくっていく

にはどうすべきかということで、11の項目の見直しもしながら予算編成もさせていただいて、その実施を、今、市の予算の中で行っているところでもございます。

そういうことで、これからも逐一、やはりその状況状況に応じながら、最初にも申しあげましたように、市政を行っていくには、やはりこうした市民ニーズ、そしてまた社会情勢を的確に把握しながら、市政を推進していかなきゃならないというのが基本でございます。そういったことから、これからもそういう視線を持ちながらしっかりと政策の実現に取り組んでいきたいというふうに思っておるところでもございます。

こうした中で、今後も、補正予算等々でもお願いも申し上げておりますように、特に喫緊の課題ということで、3月11日に発生いたしました東日本大震災、こういった教訓から、防災対策の強化というのが今市政の最重要の課題になってきております。これは、やはり市民の安全・安心を守るというのは行政の基本でもございます。そういった点からも、いわゆる重要課題の今一つになってきておるといことで、この防災対策というのは今後しっかりと取り組んで、市民の皆さん方に安心して住んでいただける、そういったまちにしていく必要があるというふうに思っております。これからもいろんな形で、いわゆる市民のニーズ、そして社会情勢の変化等々を的確にとらえながら、政策を打ち出していく必要があるというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

そういうことで課題があり、希望もあり、推進方法もあり、対策もありでございますので、やはり2月に向けての、私はこだわりますけれども、体制づくりといたしまししょうか、2月に向けての今の決断を体制づくりに絡めながら、お考えがあったらお聞きしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

体制づくりと今お話がございましたけども、私は市長に、選挙に最初に出るときからこういうお話もしておりますけども、いわゆる市民目線、そして市民の皆さん方と一緒にやってということが原点でございます。市政というのは、特定の市民のためにあるものではございませんので、いろんな枠を超えて、いわゆる全市民の皆さん方に対応するものが市政だというふうに思っております。これからも市政をもし執行していくということになれば、これからも本巢市を愛し、本巢市をよりよくしたい、そういった多くの皆様方に参画をしていただける、参加していただける、そういうような体制というのが大変これからも望ましいし、それが市政の発展にもつながっていくというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

時間がないので、具体的なことをさらにお聞きする機会がまたあると思いますので、改めてお聞きをしていきたいと思ひますし、1番の大きな項目、あるいは2番の項目については、これで終わりたいと思ひます。

それでは、3番目の住友大阪セメント岐阜工場の生産体制見直しについてお聞きをしたいと思ひます。

もう既に御存じのことをごさひまして、市民の多くの方からも電話をいただいておりますが、7月20日の日本経済新聞に書いてごさひました。そこにちょっと通告にも書きましたが、いろんな前段がずっと、前段がごさひまして、「岐阜工場の閉鎖も含めて生産体制の見直しを検討する」という発表がごさひました。この前段については御存じなことをごさひますが、一つは国内の需要の縮小に対して、生産あるいは物流体制を見直していくということの中からそういう計画があります。

その理由としては、公共工事の縮小などでセメントの国内市場は非常に縮小してきてると。需要はなかなか回復しないと判断した。もう一つ、そういうことと、企業の海外移転がとまってない。これは東日本大震災のことも含めてそういうことが起きてる。さらに、その大震災の復興の需要に、私らはあんな大変な被災状況ですから、セメントというのは随分要るんじゃないかというふうに素人ですけど思ひてますと、専門家のほうでは、そうも伸びないだろうというふうに評価をされてるようです。ですから合理化を進めるんだと。

そのうちの、細かいことになりますけれども、栃木工場の生産設備を1基を休止、廃止をして、それから焼成炉1基を運営した効率などを評価してから、栃木工場、岐阜工場の閉鎖も含めた生産体制の見直しを検討する。

もう一つ大きく出ておりますのが、名古屋港の物流拠点を拡大し、収益力の向上につなげる。すなわち今2万トンぐらいのサイロしかないんですが、何か3万8,000トン、倍ぐらい貯蔵タンクを計画して、いわゆる海上輸送を高めていくというふうなことが書いてごさひます。

この新聞記事について、先ほど言ひましたように行政とはもう大変な長い長い歴史がごさひまして、昭和35年操業開始ですから、およそ50年、半世紀にわたって、本巣村、本巣町、本巣市と、当然、行政と大きなかわりごさひますし、市民や地域の人たちとも大きな関係がごさひます。そういう動揺も非常にあるわけですし、そのことについて副市長にお尋ねするんですが、どのように、今、この新聞記事を受けておられるか、どのように受けとめておられるか、お聞きをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

それでは、住友大阪セメント株式会社岐阜工場の生産体制の見直しについてお答をいたします。

ただいま議員のほうから御紹介がございましたとおり、平成23年7月20日付の日本経済新聞におきまして、「内陸部にある岐阜工場の閉鎖も検討する」という記事が、栃木工場の生産設備の休止の記事の中で掲載をされたところでございます。市といたしましては、これを受け、8月3日に岐阜工場の工場長及び環境課長から記事に関する説明を受けたところでございます。

この中で岐阜工場側からは、岐阜工場の閉鎖については、本社から具体的な説明を受けていない状況であり、現時点で明確な回答はできないが、今後2年から3年の間に直ちに工場を閉鎖することはないとの御回答をいただいたところでございます。

こうしたことから、市といたしましては早急な工場の閉鎖はないものと考えておりますが、法人市民税など、市の財政にも貢献していただいております重要な企業でございますので、今後、工場運営を注視し、情報収集に努めてまいりますとともに、また、会社との信頼性の保持を図るため、企業懇談会などを通じまして信頼関係の維持に努めてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

終わりのほうに少し私も通告しておりますように、やっぱり会社と行政の信頼関係が、もちろん今もあるはずでございますけれども、さらにその信頼関係を厚くしていくことがこういう情報入手の一つの方法ではないかと思っております。関係が深い深いと言ってますが、本当に深いわけですね。例えば税収、税収は当然のことでございますけれども、税収であったり、最近では下水道の汚泥処理、汚泥処理の焼却、本巢と根尾、焼却処理をしておりますし、あるいはもう一つは公害協定がありますよね、これ長く続いているセメントと行政との公害協定がございますけれども、こういうことについても条文は幾つかの条文に分かれておまして、非常にこれ関係が深い。あるいは周辺の自治会単位でいろんな取り決めやらお約束があると思います。

そういうことも含めまして、これからの信頼関係、ますます必要な信頼関係をどのようにもっと具体的に進めていかれるかお聞きをするんですが、御存じのように正面向かって樽見鉄道の左側が原石山でございまして、右側が粘土山と言ってますが、この粘土山がもう3月で休止をしております。こちら原石山ってもっと立派な山だったんですが、あれがだんだん山が低くなる。低くなりますと、御存じのように、旧で申し上げますけど、本巢、糸貫、北方、あるいは岐阜市、あと根尾の谷汲大野、どんどんマイホームが建ったんですよ。今、たくさん建ってますし、現役中で建てられる方も、定年退職で建てられる方もいっぱいおみえになります。原石の山が低くなりますとマイホームがふえていくという、そういう現実が間違いなくあって、そういうことも含めて、あるいは大変過去には、もう本当に数え切れないほどの従業員の皆さんであったり、家族であったり、これからの行政の収入源も含めまして、あるいは先ほど言いました汚泥処理も含めまして非常に関係が深くあるわけでございますので、的確な情報を欲しいために信頼関係をますますつくっていただきたいと思うんですが、その点についてもう一度お聞きをいたします。

○議長（道下和茂君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

ただいま議員のほうからお話しございましたとおり住友大阪セメント岐阜工場さんとは過去から、今おっしゃられた汚泥処理の関係、あるいは公害協定等々、関係が深いわけでございます。先ほども申しましたが、市長が市内の各企業を訪問する企業懇談会の機会を活用していくとともに、また住友大阪セメントの本社の取締役クラスの方、あるいは岐阜工場の工場長さん等々とも面談をする機会も市役所のほうへ来庁されてございます。そういった機会を通じまして、きちんと会社の経営方針等については情報収集をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

そういうことで行政と深いかかわりがありますし、持ち続けていくことがいいことだと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、それでは4点目の質問に移らせていただきます。

4点目につきましては、介護福祉施設大和園の介護サービスについてでございます。

介護保険は、もちろんそれぞれ施設で進めているんですが、保険者は市町村でございますのであえてお聞きをするんですが、介護保険制度が導入して御存じのようにもう11年がたち、もとす広域連合でつくっておられます介護保険事業計画もいよいよ4期、4期が今年度限りで終わり、次年度から新しく事業計画をつくらなければいけない、そういう段階でございます。

そういうことでありますので、この介護保険制度が導入されてから非常にふえておりますのは、居宅サービスはもちろんですが、施設サービスというのが随分ふえてる、これは全国的なことでございますけれども、実際にこの10年間の全国の介護保険の利用者につきましては、実際にサービスを受けている人ですね、403万人、当初は104万人ほどだったんですが。ですからこれ、おおよそ2.7倍になってるとともに、施設サービスを使われる方がこれもふえてるんですね。特別養護老人ホームなどの利用者が52万人から84万人、これ著しくふえているのが、これはもう御存じのとおりでございます。そういうことで大和園の介護力というのが非常に、もちろん職員の皆さんも公立の職員であるということで事業をなさっておることもあると思いますけれども、聞くところによりますと、非常に介護力が高く評判がいいわけですね。そういう意味であるかもしれませんが、非常に利用者の申し込みが増大をしてるというふう聞いてます。特別養護老人ホームで申込者が現在400人とか500人とか、後ほど数字がいただけると思いますが、大変な数字が、数字だけで見ますとあるようでございます。

ですから、一つ目の利用者申込者数と年間の入退所者の数、退所されますと、当然待ちがたくさ

んいらっしゃるんで、同時に入所されるんで、年間の数字はほとんど変わらないと思いますが、その数をまずお聞きをしたいと思います。健康福祉部長にお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、ただいまの特養ホームの入所申込者数と年間の入退所者数という現況についてお答えしたいと思います。

特別養護老人ホーム大和園の入所定員は現在80人ということでございます。平成23年6月1日現在、536人の方が大和園に入所を申し込んでおみえです。この申込者の中には、近隣市町の岐阜市、大野町、揖斐川町の方も含まれております。

本巢市民、本市のみで見ますと、大和園への申込者数は平成23年6月1日現在、231人で、このうち自宅での待機者は174人でございます。その他57人の方は老人保健施設、グループホーム、あるいは病院等で入所の順番を待ってみえる状態でございます。自宅での待機者174人のうち、1年以内での入所希望者は63人で、このうち要介護3以上の認定者は39人となっております。

平成20年度から平成22年度における大和園の入退所者数を見ますと、平成20年度は19人、平成21年度は18人、平成22年度は19人となっております。平均しますと、1年に18.7人という入退所がございました。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

続けて、待機者といいますか、申込者なんですが、特養の場合には申込者と言いますが、何年ぐらい今入所可能か。また、その実態について把握されましたらちょっとお聞きをしたいんですが。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

待機者の入所にかかる年数ということでございます。今、申しましたように、この二、三年の平均が18.7人という方が入退所されているという状況でございます。入所につきましては、基本的には申込順ということでございます。ただ独居、あるいは介護する家族がいなくなった等の理由によりまして、優先入所判定委員会に諮りまして、入所の必要性が高い方が緊急に入所される場合もございます。また、入所の順番が来た人の中には、とりあえず申し込みをされている方につきましては入所を先延ばしされるという方もおみえでございます。したがって、一概に何年で入所できるかにつきましては、なかなかお答えにくい状況でございます。

自宅で入所を待機してみえる方は、定期的にデイサービス、ヘルパー等を利用して、在宅で家族の援助を受け生活されておみえです。また、中には長期のショートステイを利用してみえる方もおみえでございます。以上とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

数字を今いろいろ教えていただきましたのは、待機中のいわゆる介護、介護力、家庭では介護力が非常に低い御家庭がございまして、それじゃあどうするかということらしいですね。そうしますと、本当は特別養護老人ホームにお世話になりたいんですが、今のような数字でなかなか入れない。そうしますと他のサービスを利用し、あるいは期限があつたり、そちらもなかなか順位がこない。そうすると病院、病院は御存じのように何年か何カ月かたつと、治りましたよと言って退院命令がある。といってまたおうちへ見えるんですが、うちでは介護力はないんでまたどうしようかということで、ぐるぐる、その介護、家族の方の介護をいろんな方法で今お世話をされてるのが現実でございます。

それで、数字はそういうことできちんと出ておりますので、この第4期保険事業計画の重点的な取り組みの一つでございまして、介護サービスの提供体制の確保というのがございます。その中で施策の一つが、今言いましたように施設サービスの量的な確保が、これがどのように考えておられますか、まずそのことをお聞きしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

もとす広域連合、第4期介護保険事業計画の重点課題であります。介護サービスの提供体制の確保ということで評価をお聞きだというふうに思っております。

第4期介護保険事業計画に予定されました介護サービス施設の特別養護老人ホーム、認知症通所介護、小規模多機能生活介護及び認知症共同生活介護等、これらの施設はほぼ予定どおり確保できたものと思っております。

しかしながら、特別養護老人ホームの入所希望者が後を絶たない状況でございます。単にこうしたニーズに合わせて施設整備を進めることは、介護保険料の高騰にはね返ることにもつながります。国において、次期の介護保険事業計画においては、保険料月額が5,000円を超えるだろうというふうに推測されております。介護保険制度の安定的な運営ができるように、また65歳以上の年金生活者の方々から徴収する保険料を、できる限り支払い可能となる金額を設定する必要があると思えます。サービスと保険料のバランスを考慮して、もとす広域連合における第5期介護保険事業計画を策定されなければならないものというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

もう一つ、先ほど答弁の中で、優先入所判定委員会云々という御説明がございましたが、実際にこのシステムについての機能は、それじゃあ今どのように大和園では機能されているか、おわかりでしたらちょっと教えていただけますか。年間どのぐらい開催して、何人ぐらいが判定されて優先されてることだと思うんですが、わかりましたらちょっと教えてください。

○議長（道下和茂君）

浅野健康福祉部長。

○健康福祉部長（浅野 明君）

優先入所判定委員会についてでございますけど、これは年4回開催しております。3カ月に1回の割で開催しております。

この過去3年間の状況を見ても、優先入所で入所された方、平成20年は6人おみえです。6人のうち4人の方が本巢市内の方ということになっております。また平成21年につきましては8人の方、8人おみえで、そのうち3人の方が本巢市内ということで入所されております。また平成22年を見ますと2名の方が入所してみえます。そのうちの1名の方は本巢市民の方でございました。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

いろいろ大和園の実態を聞きましたのは、やっぱり今、介護保険制度の事業計画が今年度で終わり、今、答弁ございましたように、第5期に向けて事業計画をこれからつくっていかれることだと思いますので、そういうことも含めてきちんと対応していただかなくちゃいけないなと思ってますので、施設のことを言いますと介護保険料がはね上がる、確かにそうだと思いますけれども、しかしそういうことじゃなくて、介護保険の本来の目的であるサービスが受けられる、介護が受けられるというところへ戻っていただいて、今後の第5期の事業計画にぜひ取り組んでいただきたいなと思ってます。

そんなことで、そういうことはすなわち介護保険料に見合う、逆算的な話になりますけれども、そういうサービスが受けられることをぜひ計画の中で盛り込んでいただきながら検討していただきますように強く要望して私の質問を終わりたいと思います。

それでは、本日の質問、大きく4点についてお聞きをしました。いろいろ答弁いただきましてありがとうございます。これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続きまして、12番 若原敏郎君の発言を許します。

○12番（若原敏郎君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきたいと思います。

まず最初に、ことし3月に東日本大震災で東北地方が甚大なる災害を受けたばかりなのに、今月に入り紀伊半島でまた台風12号による集中豪雨で土砂災害が発生しました。東日本大震災と紀伊半島の豪雨で亡くなられた多くの方に心から御冥福をお祈り申し上げます。また、行方不明の方が1人でも多く無事に発見されることを祈っています。被災を受けられた方々に心よりまたお見舞いも申し上げます。

自然の力はとてつもなく大きく、人間では防ぐことができないと改めて知らされました。人間は災害を防ぐという防災はとても無理で、知恵を使って大災害を少しでも和らげる減災しかないかなと、こんなことも思いました。

8月初めに東北を視察させていただきました。宮城県の仙台市から石巻市、そこからずっと北へ岩手県の釜石市まで視察をさせていただきました。現場を見た限りでは、とても本当に注視することができないような大被害でございました。ここに集落があったのかということをも疑うような、私たちが行ったときは瓦れきが撤去されつつあるところでしたので、撤去されたところは本当にたまにしか家が残ってないというそんな現状でした。

そこを見ましたから、甚大な被害はやはり地震ではなく津波だということがわかりました。震度6の地震でも民家が全壊というところは、地震だけでは全壊というところは見られませんでした。津波が押し寄せたところと、そうでない道一つ隔てたところには、本当に格段の差があるなど、こんなところを見てきました。

昨日も、テレビの特集で大川小学校のその当時の避難の状況、多くの子どもたちが亡くなったというところの特集をテレビで見えておりましたが、何度見ても本当に悲惨な状態で、目を覆うばかりで、本当に気の毒だったなど、こんなことも思いました。

私たちが住んでいる東海地方も、東海・東南海地震、また南海地震を含めた三連動地震が発生すると言われていています。活断層地震は直下型地震ではありますが、そうではなく、東海・東南海・南海沖地震は今回の東日本大震災と同じ海溝型の地震であります。

先日、9月3日、名古屋大学で「防災・減災シンポジウム」というのが開かれまして、そこへ参加してきましたが、大学の教授が言われるには、東海・東南海地震は東日本大震災と比べ、より海岸より近いところで発生するので、津波の到達時間が早く震度も強くなると。名古屋が大変危険だと、こんなことも話されておりました。その名古屋においても、やはり地形がありますので、名古屋の駅の近くは特に危ないと。駅から、栄から西は特に危ないということも言われておりました。

しかし、我々の住んでいる岐阜県の本巣市は、津波の心配はなく、太平洋沿岸の静岡県、愛知県、三重県とは違い、地震については報道されているほど被害は少ないだろうと私は勝手に思っております。地震はそれとしまして、我々の住んでいるところは、地球温暖化のせいか、巨大台風の発生による台風12号のような、こういう迷走するような台風が起きた場合に、ゲリラ豪雨に襲われ根尾

川のはんらんによる洪水が私たちの一番心配するところではないかなと、こんなことを思いながら質問させていただきました。

1番目の質問で、地域の防災力の向上と強化をというところで、本巢市が被災する主な予想される災害とは、地震と台風や大雨による洪水災害です。地震については、今まで言われているように、個々が耐震診断を受け、倒壊を避けるために耐震化改修や家具の固定など、いろいろ備える必要があるかと思います。

洪水については、真正・糸貫地域では河川のはんらんで、根尾・本巢地域ではがけ崩れや、せんだつての紀伊半島で起きたような、土砂崩れによる川がせきとめられて土石流が一気に流れてくると。また、水が思わぬところへ迂回して流れてくると。こんなような被害が予想されることです。それにより、家屋の倒壊・流失による死者・行方不明者が出るのが本当に懸念される場所であります。

今月の台風12号の影響で、紀伊半島で大雨をもたらし、各地で河川がはんらんし、死者・行方不明者が出てしまいました。異常気象により予測のできない災害が頻繁に発生しております。市民の命を守るのは、今、住んでいるところの予測される災害の現実、現状をよく知ることが大切だと、せんだつての講演でもよく言われておりました。事実そのとおりでないと私は思って聞いておりました。

そこで、本巢市の防災力の向上に向けての質問をいたしたいと思います。

本巢市においては、市の総合訓練等で毎年訓練を行っております。また、自主防災組織も各自治会において組織されていますが、市全体として、他市と比較して、私はあんまり他市のことよくわからないので、比較してどれくらいのレベルなのか、他市と比較して何点ぐらいなのか、どういう評価をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

市総合防災訓練の評価についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、市におきましては、毎年度8月最終日曜日に、市総合防災訓練を実施しておるところでございます。今年度は風水害及び土砂災害をテーマに実施させていただいたところでございます。

去る3月11日に発生しました東日本大震災を受けまして、今年度は自主防災組織の強化を目指しまして、昨年度まで実施してまいりました一部の組織による避難誘導訓練を見直しまして、各自主防災組織における訓練強化に努めたところでございます。

評価についてでございますが、各自主防災組織における訓練状況を見てみますと、昨年度の状況と比較しまして、図上訓練の実施や避難経路の確認、炊き出し訓練といったメニューが多くなっております。今回の大震災を受けまして、より中身の濃い訓練が実施され、自主防災組織の強化とい

う当初の目的を達成できたものと考えておるところでございます。

なお、他市との比較の採点につきましては、他市の訓練状況等が不明でございますし、点数をつけることは困難ですので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

ちょっと古い資料なんですけど、2004年の6月、総務省が発表されたのには、岐阜県は自己評価、防災力、危機管理能力の自己評価点というのが、岐阜県は100点中47.4点ですね、15位というふうになってましたね。県としてはいいほうかなと、他県に比べたらいいほうかなと、こういう評価をされてるんで。それから6年、7年ぐらいたってますので、今こういう資料があるならやっぱり自己評価もされてるんかなと、こんなふうに思いました。その評価云々じゃなしに、やはり訓練の充実とか備品の充実とか、そういうところをやはり地道にやっていくのがいいんじゃないかなと、こんなことも思っております。

先ほどお聞きしたには、昨年より各自治会においてよくやっていたというところでありますので、今後も進めていってほしいなと、こんなことも思っております。

2番目の質問ですが、洪水ハザードマップというのが以前に、平成18年ごろですか、配布されておりまして、大分時間がたっておるんですが、私、その点について市民がどの程度理解されてるかなと、こんなことを疑問に思いまして質問させていただきました。部長のほうでは、どのようにされているんですか。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

洪水ハザードマップの市民への浸透についてお答えさせていただきます。

洪水ハザードマップにつきましては、議員御指摘のとおり、平成17年度に作成しまして、全戸配布させていただき、その後も転入者に対しまして転入届時に窓口において配布させていただいておるところでございます。また、市のホームページにも掲載させていただき、紛失された方への対応も行っているところでございます。

近年の災害の状況を見ますと、ゲリラ豪雨により短時間で河川の増水や土砂災害の発生など、行政による対応が間に合わないケースが増加しておるところでございます。被災を防ぐには、市民の皆さんの自主的な判断による避難が重要であると考えておるところでございます。

洪水ハザードマップにつきましては、日ごろから、お住まいの地域の災害発生の危険性を市民の皆さんに認識していただきまして、こうした自主避難を促すために非常に重要な資料であると認識しておるところでございます。

今後とも、配布方法や配布頻度の見直しを図るなどによりまして、市民の皆さんへの浸透に努め

てまいりたいと、このように考えておるところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

部長の言われるとおりに、これはやはり市民に周知徹底をさせるべきだなと私も思っております。

せんだって、南三陸町というところも通りました。そのときに、道路際に、チリ地震のときには2.4メートルの津波が押し寄せて、2.4メートル、水が来ましたという、そういう表示されたくいがありました。2.4メートルという、もう私らの背の高さ以上にあるわけですから、実際にやはり地震が起きたら津波が来るよというような、そういう表示がされておったにもかかわらず、多くの方が地震が起きてから大分時間がたって、もう避難しおくれてしまったと。やはり認識が少し足りなかったかなということも考えられます。

洪水ハザードマップの中に、根尾川が100年に一度の洪水で決壊した場合に各地でどれぐらいの水位になるよというのが示されていると思います。南のほうが特に水害が多いんですが、その真正地域のほうでは50センチから、多いところでは2メートル以内とか、また犀川近辺では5メートルというふうに予測されているところもあるんですね。そういうことを市民の方は、この洪水ハザードマップをもらって中身をどれだけ知ってみえるかなと。そういうことをやはり市民の方に周知していくべきじゃないかなと。こんな洪水のときはそういうことを思います。

昔の人に聞いたんですが、やはり、こんなひどい洪水じゃなかったんですけど、田畑が一面に冠水して、すごい洪水が来たという話も私は聞きました。だから、そういうときは高いところに逃げないかとか、甘く見たらいかんよという、こんな話をそんなことでいろいろ聞いた覚えがあります。ですから市民の方に、根尾川がはんらんして堤防が決壊とかなったときには、どのあたりまで水が来るということを、マップを配るだけじゃなしに、やはりどこかの場合で示したほうがいいかなと、こんなふうに思っております。

安八の災害のときに、よくここまで水が来ましたとかいう、そういう印が、学校とかそういうところに、牧小学校ですかね、あそこにも印がつけてあったと思うんですが、やはり予測される場所は、2メートルも来るようなところは、やはり公民館とかそういうところに、ここまで予測されるというようなところまで印をつけたりなんかして周知させるべきやなど、こんなふうに思っております。その点につきまして、どうですか。周知の方法とか、配布していただくということじゃなしに、その先のことについてはどうですか。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

今年度ですが、この洪水ハザードマップにつきましては、想定浸水深といたしますか、水のつかる高さ、これが見直しされたところございまして、今年度、洪水ハザードマップについては、今ま

での17年度につくったものからつくりかえ、また配布させていただく予定をしております。

そんなところから、今の自主防災組織におきまして、この洪水ハザードマップを利用していただきまして、また8月の末に行われる防災訓練時だけでなしに、このハザードマップの見方等についても、どういたしますか、自主防災組織の長が自治会長でございますので、自治会などでお示しして、市民の皆さんに浸透させていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

見直しもかけられるということでございますので、ぜひ市民に周知できるようにまた努力もしていただきたいなど、こんなことを思います。やはり自治会単位で、部長言われるように、市が幾ら旗を振っても、自治会組織の方がやはり一生懸命やっていたかかないと、それなりに浸透していかない部分もあります。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

3番目の質問で、よく災害が起きたところに本巢市のほうからも支援を、今回の東日本大震災のときでも支援をしておりますが、やはり先ほども言いましたように、洪水の災害とか、受けることも往々にしてあると思うんですね。それで、被災の支援はしますが、万が一大災害時の支援を受ける立場になった場合には、我が本巢市にはそういうマニュアルとかいうのはあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

受援時のマニュアルについてお答えさせていただきます。

災害時において本市が支援を受ける場合には、市地域防災計画に基づきまして、県や社会福祉協議会等と連携しながら対応することとなっております。市社会福祉協議会におきましては、災害ボランティアセンターの設置、運営及び活動に関するマニュアルが策定されておるところでございます。

現在、市では、災害時の受援に関するマニュアルは残念ながら策定はされておりませんが、今回の東日本大震災からの教訓をもとに、県において支援物資滞留防止マニュアルが策定されておると聞いておるところでございます。市としましても、こうしたマニュアルと整合を図りながら、必要に応じてその策定を検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

県のマニュアルに沿ってということでお聞きしましたが、やはり今回の災害の場合でも多くの災害ボランティアの方が現地へ行かれています。現地に行ってやはり何をしたいのかわからないという、そんなボランティアの支援の仕方というか、現地の受け入れ体制ができていないときに、せっかく来ていただいたボランティアが機能しなかったという話もよく聞きます。やはり災害を受けたときに、そういう支援の受け方というマニュアルを、どこで、どういうふうに支援物資を受けて被災された方に配るんだという、避難所でも物資を配るんだということ以外にもいろんなボランティアがありますので、そのボランティアの機能を十分発揮していただくためのマニュアルもつくっていく必要があるんじゃないかなと、こんなことを思いますので、今後、今はないと言われておられましたが、つくって、本巢市の受援に対するマニュアルもつくっていただけたらと思いますが、その点どうですか。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

ボランティアに関しましては、先ほども申し上げたんですが、社会福祉協議会において、こちらから出ていくマニュアル、また受けるマニュアル、ボランティアについてはマニュアルはできております。ただ、そこに関して市がどのように絡んでいくかという、市のほうの受援マニュアルというのはございませんので、そのあたりを社会福祉協議会のそのマニュアル等とも整合性を図りながら市としても定めていきたいなというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

わかりました。やはり社会福祉協議会のほうとの連携をしながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

4番目の質問に入りたいと思ひますが、災害時の要援護者登録台帳への申し込みと、その取り組みについてをお聞きしたいと思ひます。

やはり災害を、洪水災害とかいろんな災害を受けたときに、弱者となられる方が1人でも助け出せるような、地域で助け合っていかなあかんと、こんなふうに思ひますので、災害時要援護者登録台帳の申し込み、またその取り組みについて、健康福祉部長、よろしくお願ひします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、ただいまの御質問でございます。要援護者台帳の取り組み、申込数と取り組みという

ことでございます。

災害時要援護者登録台帳制度につきましては、災害発生時に支援を必要とする要援護者の避難行動、安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うため、要援護者の介護の状況、障がいの程度や緊急連絡先など、支援に必要な情報を登載し、あらかじめ自主防災組織、地域の民生委員児童委員などで情報を共有しまして、災害時に備えるものでございます。本市におきましては平成20年度より制度を開始したところでございます。

今年度につきましては、できるだけ多くの方に登録していただけるよう、未登録者に対しまして、個別に啓発用のリーフレットを送付しました。そうして登録を呼びかけているところでございます。

この制度の対象者は8月末現在で3,642人ございます。そのうち登録申請をいただいている方は前年度より582人ふえました。1,706人。登録率も同様に7.4%ふえまして46.9%となっております。

また、要援護者支援システムを導入することで、この要援護者台帳管理の効率化を図ることや要援護者の所在が一目でわかるように、このシステムに住宅地図データを活用した支援マップシステムを組み入れ、災害時に備えたいと考えております。今議会にこのシステム導入の経費を補正予算として提出させていただいたところでございます。

災害発生時には地域の支援が最も大切であります。今後の取り組みとしましては、台帳へのさらなる登録促進と台帳登録者リスト及び支援マップを民生委員児童委員及び福祉協力員に提供して、情報を共有することによりまして、災害発生時には地域の協力を得て安否確認、救助活動が迅速に行われるよう準備を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

今お聞きしますと、提出期限がまだ残っておるということですが、46.9%、現在登録してみえるということ。なかなか、いろんな諸事情によりまして100%というわけにはいきませんが、やはりそれだけに高齢の方とか、家族の中で要援護が必要な方が3,642人、対象者がいるということでございますので、いざ災害となったときには、登録されてない方もやはり危険な目に遭うということですので、ぜひ健康福祉部のほうで少しでも多くの方が登録して、また地域の方に助けられながら、万が一のときには救助されるような、そういうシステムにつくっていただきたいなど、こんなふうに思います。まずは登録してもらうことが一番大事かなと、こんなことも思います。これについてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大きい2番目の質問に入りたいと思ひます。小・中学校の校舎の暑さ対策ということについて質問させていただきたいと思ひます。

やはり地球温暖化と言われる近年の夏の猛暑は耐えがたいものがあります。夏休み前後の小・中学校は、暑さをしのぎつつ健康管理に努め、また教育効果を高めるといったことで大変な苦勞をされていることと思ひます。

エアコンを入れれば簡単ですが、子どものためにはと賛否があり、設置されているところもありますが使用されていないと聞いております。小・中学校の校舎は市内では鉄筋コンクリートで、ずっと以前は木造の校舎でしたが、木造の校舎に比べると、今の冬は寒く、夏は暑いと想像されます。個人的には木造の校舎がいいなとは思っておりましたが、やはりその木造の校舎とか、冷暖房つきといっても、今はそういうことはかないません。学校の先生や児童・生徒たちの現状や市の今後の考え方をお尋ねしたいと思います。

まずは、各校の暑さ対策の現状と問題点のほうをお願いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

それでは、ただいま御質問いただきました小・中学校での暑さ対策の現状についてお答えいたします。

近年の夏場の猛暑でございますが、学校運営上大きな課題となっております。

そのため、平成20年度から平成22年度、この3年間ですが、普通教室を中心に扇風機を設置してまいったところがございます。

この扇風機の設置に対しまして各学校からの聞き取りも行いまして、北部の学校はもとより南部の学校からも、空気の循環が促進されるため、体感温度がかなり違い、過ごしやすくなったと、こういった効果のある声もいただいております。

また、すべての小・中学校におきましては、平成21年度より環境面への配慮、こういった啓発も含めまして、緑のカーテンによる暑さ対策、こういったものにも取り組んでいるところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

以前、私の同僚議員が質問しました扇風機ですね、これが大変効果を上げているということで今お聞きしました。やはり風通しがよくなれば、子どもたちも環境がよくなると。また、今、事務局長が言われた緑のカーテンも、少しずつPTAの方が取り組んでみえるというようなこともお聞きしまして、以前よりはよくなったかなと、こんなことも思います。

確かにそれはよくなったと思うんですが、本当に小学校の校舎を見てみますと、この温暖化のせいでコンクリートの建物が非常に暑く思いまして、さらなる対策が必要ではないかなと、こんなことを思いながらいろいろ見てみましたら、埼玉県ホームページの中に、暑さ対策についてのいろんな学校の取り組みが出ておりました。

例を言いますと、外づけによる日よけのルーバをつけたり、壁面緑化の今言われる緑のカーテン、

この写真にはたしか1階だけじゃなくて2階、3階にもつけてあったようなふうに思います。それにはやはり水の心配とか風のときにはどうするんかと、私もそれ疑問に思いながら見ておったんですが。また屋上に緑化とか、屋上緑化をされてる学校もあったように思います。そうしたいろんなことを、やはりさすが埼玉県だな、岐阜県と競り合って、温度の高いところを競り合ってるなど、こんなことも思いましたが。今後の対策として、そんなことも載っておりましたが、本市としましては、その暑さ対策の取り組み、今、扇風機があるのでいいじゃないかと言われればそれまでなんです。さらなることを考えていただきたいなど、こんなことを思いながら質問させていただきましたが、お答えを願います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

2点目の御質問いただきました暑さ対策への今後の取り組みということでございますが、お答えさせていただきます。

今後の暑さ対策といたしましては、先ほど御答弁しましたように、全小・中学校でこれまで取り組んでおります緑のカーテン、これをさらに拡大していきたいというふうに思っております。

また、普通教室でございますが、これにつきましては、これまで設置してきました扇風機による空気の攪拌の効果ですね、これに加えて、外の熱が室内に伝わりにくいといったことで効果のあります遮熱レースカーテン、こういったものがございますが、こういったものの設置ですとか、また今埼玉県の例でも1点ございましたが、屋上ですとか外壁の熱、これが同じように室内に伝わりにくくする効果のある遮熱塗装、こういったものにつきましても、今後、順次研究、検討していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

やはりいろんな費用もかかることですので、本巢市内には多くの学校がありまして、その地域地域によって、やっぱり根尾・本巢のあたりと糸貫・真正のあたりとは、やはり条件が違うということもいろいろあります。今、事務局長のお答えしていただいた遮熱のレースカーテンですか、それも検討していただいたり、塗料ですか、屋上に塗る塗料とかそういうのもやはり効果を一回検証していただいて、ぜひ子どもたちが少しでも快適に過ごせるようにしていただきたいと思います。こんなことも思います。それはよろしく願いしたいと思いますが、一つ、校舎じゃなくて、今、大変運動会の前で子どもたちが練習をしております。

けさの新聞でしたかね、養老で8人が運ばれて、その子たちは小学生でした。また、多治見のほうでは中学生が1人救急車で運ばれたと。これ熱中症なんですね。やはりこの熱中症というのは、

その場限りでなったかどうかはわかりませんが、やはり長い間の疲れの蓄積ということも考えられますので、やはりこの暑さに非常に弱っていた子が、運動会の練習で、暑さの中で、限られた時間の中で練習してて、そういう被害を受けた、被害を受けたというか熱中症になったと私は考えるんです。その場限りでなったんじゃないと。いろんなことが原因して倒れてしまって、8人が搬送された。ですが倒れた人はもっとおったんだけど、実際に運ばれたのは8人だったと。子どもたちが非常に疲れてるんじゃないかなと、こんなことも思いますので、質問の通告以外ですが、もし、そんなところに気をつけていただくようお願いしたいと思いますが、それについてちょっとありましたら、答弁ありましたらお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問は通告外と認められますが、執行部はこの質問に対して答弁をしますか。
教育長。

○教育長（白木裕治君）

ありがとうございます。

きょうも養老のほうで、さらにお話ございましたように多治見、そして笠松のほうでも熱中症ということで、このことにつきましては本巢市内の小学校、中学校とも対応を考えておりまして、できるだけ水分補給、これはもちろんでございますけれども、塩分ですね、これも考えて、そして給食の提供におきましても、若干、塩分濃度を加えて提供させていただいているところでもございます。

それから議員御指摘のとおり、疲れがということもございます。これは練習での疲れということだけではなくて、前日の睡眠不足とかこれも大きく影響してまいりますので、こういう点もふだんの生活指導、これとあわせて各学校とも指導をさせていただいているところでございます。

それから、あと運動会の時期、これも今後温度がさらに上がっていくような事態になってくれば、時期のことも含めて検討していかなければならないわけでございますけれども、現段階では他の市町も含めまして、大体この9月から10月前半までのところまでで行っているところでございますので、これは今後の検討課題ということで受けとめさせていただきたいというふうに思うところでございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

親切に細部にわたりお答えいただきましてありがとうございました。

これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

ここで議事進行の都合により暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは4点通告してありますので、順次お伺いをいたします。

最初の高田議員の質問の中で、市長の2期目への決意ということがございまして、ニュアンスとしては決意を表明されたというような雰囲気でもございましたので、そういう前提もあって質問をまず第1番したいと思います。

非核平和都市宣言についてということで挙げてございます。

今回の東京電力福島第一原発の事故の教訓というのは、多くの国民が、原子力というのは決して安全ではない、人間の制御できるものではないということを認識したことではないかというふうに思います。原子力をいろんな形で使用することについては、人類はこれまで数々の成果を上げてまいりましたが、それが一たび問題が起きたときに、じゃあそれをどうするかということについてはほとんど無能に近いということが明らかになりました。その後もフランスで、マルクールでしたか、で事故が起きました。産業事故とは言っておりますけれども、必ずしも額面どおりには受け取れないだろうというふうに思っています。

そういう状況の中で、この非核平和都市宣言について考えてみたらどうだろうということで提案をするわけでありまして、通告にいろいろ書いてございますけれども、書いてあるのは書いてあるとおりなので、特に日本においては唯一の被爆国として、世界に「ノーモア広島」、「ノーモア長崎」ということで発信してきた国であります。この国において、核に関する問題というのは非常にシビアな問題がございます。

そういう中で、日本では日本非核宣言自治体協議会というのができまして、岐阜県では笠松町と川辺町の二つしか加入はしておりません。全国的には約18%の自治体がこの協議会に加入をしております。加入しているといないとにかかわらず、非核宣言、または非核平和都市宣言をした自治体がどんどんふえてきておりまして、通告した段階では1539、85.8%の自治体が宣言をしています。

昨日、念のためにこの協議会のホームページを見ておりますと、二つの自治体がふえまして、きのうの段階では1541の自治体、85.9%が非核宣言、また非核平和都市宣言をしています。今回の東日本の教訓から、またこの日本の置かれている状況、また全国の今申し上げたような状況も踏まえながら、本巣市としてもこの非核平和都市宣言をされてはどうかというふうに考えます。こうした宣言をする場合、議会が提案をしてやる場合と、執行部のほうから、市長のほうから提案をされてやられる場合とございますが、できれば市長からそういう方向が打ち出されればというふうに思って今回質問に取り上げました。見解をお伺いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、鵜飼議員の御質問の非核平和都市宣言をしてはどうかというお尋ねにつきましてお答え申し上げたいと思います。

人類史上、最初の核兵器が広島と長崎に投下されました。日本国民は、言葉で言い尽くせない悲惨な被害をこうむりました。63年が経過いたしました今日でも、多くの被爆者が今なお、肉体的、精神的、社会的な苦悩を強いられています。世界の多くの人々が、核兵器のない世界を望んでいるにもかかわらず、核兵器は依然として廃絶されず、全人類の生存にとって、大きな不安要素となっております。

こうした状況の中で、市民の安全・安心を守るために、広島、長崎の悲劇が繰り返されることのないよう、世界の恒久平和の実現に向け、努力していくことは、私ども自治体に課せられた使命の一つでもあると思っております。

こうしたことから、非核都市宣言または非核平和都市宣言が、全国で、先ほど議員御指摘のように1,541自治体、85.9%、また県内では半数でございます21の自治体が宣言をしているところでございます。

本市におきましても、核兵器の廃絶に賛同する世界4,700を超える市で構成されております平和市長会議に本年9月1日に加盟をいたし、核兵器のない平和な世界の実現に向け、ともに行動することとしたところでございます。今後は、さらに世界恒久平和の実現に寄与するため、市民や議会の御理解と御協力が得られるのであれば、非核平和都市宣言を行ってまいりたいというふうに考えております。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

答弁としては今ので結構でございます。ちなみに非核平和都市宣言というのは一体どういうものかということ、やられてる自治体をいろいろ見ておりますと全くさまざまで、それぞれのところで工夫を凝らされています。その中で、たまたま本巢市が最近職員を派遣して協力をした、いわき市の宣言文を、そんなに長くはありませんので、少し読まさせていただきますのでよろしく願いいたします。

非核平和都市宣言。

青い空、碧い海、緑の大地、そして豊かな明るい暮らしは、わたくしたちいわき市民のみならず、平和を愛するすべての人々の共通の願いである。

しかし、地球上では、ますます多くの核兵器が貯えられ、世界の平和に深刻な脅威を与えている。

一刻も早く核兵器をなくさなければならない。このかけがえのない美しい地球と、そこに住む生きとし生けるものを守り伝えるため、恐ろしい核兵器をつくることはもちろん、持つことも持ち込むことも許さない。

わたくしたちは、世界で唯一の核被爆国という痛みの中から、世界中に核兵器の廃絶を強く訴える。「核兵器はつまらないからよせ」と。

そして平和な社会をはぐくみ築いていくため、いわき市は、永遠に「非核平和都市」であることをここに宣言する。

1986年3月19日でございます。

これはまさに、いわき市がいわき市に合った形で宣言を考えられた。よその自治体を見ても、それぞれの工夫を凝らされています。そういったことも参考にさせていただきながら進めていただきたいということを申し上げておきます。

それでは2番目に入ります。

放射線量測定器の活用についてということであります。

市のホームページに市内の放射線量の測定結果というのが掲載されています。毎週、更新をされて、初回は8月2日、最終はおとといですね、9月13日が最新のものでありますけども、毎週火曜日に結果報告がされています。結果の数字については、国際基準からすれば下回っているという、ある意味では当然でありますけどもそういう状況で、この測定については真正分庁舎と根尾分庁舎で測定をしています。3台購入した2台をそのように活用し、残りの1台については、要望があれば市民に貸し出すという形で今活用されているようであります。

そこでお伺いをしたいのは、一つは、この二つの庁舎で測定をするということについては、それはそれで結構なんですけど、あわせてこの放射能の問題については、今もう先何年あるかわからんような年寄りよりも、子どもたちが何十年間のうちにやっぱり出てくるという、その心配のほうが大きいわけですね。だからそういう意味では、学校など子どもたちにかかわるところでの測定も定期的に、毎週とは言いませんけども、定期的にやったらどうなのかということをおもいます。その点についての活用方法についてお伺いをまずしたいというふうに思います。

もう1点は、今回の機器は約1器13万円ぐらいというふうに聞きましたけども、この機器は空間の放射線量の測定をする機械だということになります。本当に安心するためには、空間の放射線量だけではなくて、食品や植物、土壌などに含まれる放射線の汚染チェックもできる、そうした機器が必要ではないかと思えます。どんなものがあるかということいろいろ調べておきますと、例えば、あくまでも例えばの話でありますけども、ドイツ製のものが今月の半ば、そろそろ日本に入荷をするということで、それが40万円弱の値段でございます。そういうのを見ていると、決して市にとって大きな負担になる額ではないだろうということから考えると、そうした今あるものはそれとして、それはそれとして積極的に活用していくということとあわせて、少なくとも1台ぐらいはさらに精度の高いものを持っていることも必要ではないかというふうに考えますが、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

それでは、放射線量測定器の活用についてお答えいたします。

空間放射線量の測定につきましては、御質問の中にもありましたとおり放射線測定器3台を購入し、8月から真正分庁舎と根尾分庁舎において毎週火曜日に測定をしており、市ホームページで公表しているところです。また、測定器の市民への貸し出しについても行っており、8月に2件の貸し出しをいたしておりますが、御質問にありました学校での放射線測定につきましては、現在、学校教育課において測定日等を定め実施する予定になっております。

次に、食品や植物、土壌の中に含まれる放射線汚染チェックや物質の放射能表面汚染検査などについて可能な測定機器についてですが、食品につきましては、岐阜市保健所と県の各保健所が検査を予定しておりますし、食肉の牛につきましては、県において県内の飼育期間が長いものについて全頭検査を実施しており、米につきましても、県が3カ所の農業試験場で、J Aが2カ所でそれぞれ検査を実施しており、野菜については、県がイチゴとカキ等の主要作物について実施を検討しており、この動向を注視していきたいと考えております。以上です。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

学校について今お話しのような状況で、それはそれで早急に対応をしていただきたいということです。

2点目の問題について、それぞれのところで検査をするということは十分わかります。けれども、先ほど申し上げたように市の負担になるような金額のものではないわけですね。であれば、やっぱり市民の安心・安全という観点から、少なくともこの市と本巣市ぐらいの規模のところであれば一つぐらい持っとってもいいんじゃないかというふうに思います。どんなものでも基本的に試験所とか保健所とか、そういったところで検査はできますよね。でも手軽に、それぞれのところで必要に応じて必要なときに検査をする、そういう状況に置いていくことがこうした問題については必要ではないか、そういう心構えが大切だというふうに思うんです。県やそのほかのいろんな状況を見ながら考えたいという今の段階での気持ちはわからんことはないけれども、けれども可能なものについては、よそがいろいろやるその状況を見ながらということではなくて、市としての独自の発想を持っていくことが必要だというふうに思います。

そういう点から、改めて、県あるいはJ A等で対応は可能なので、どう考えてももちろん対応は可能ですよ、だから可能だから、そういうこれ以上の機械は考えないのか。あるいは購入も含めて、きょう初めて言いますのでね、改めてよく研究をし、検討をしたいということなのか、どちらでし

ようか。

○議長（道下和茂君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

その県の検査結果では、今のところ不検出ということですので、今のところ考えておりません。

〔18番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

県の検査結果で今のところと言われれば、空中の放射線量だって今のところ基準よりも下回っているのは当たり前です。根尾が、ただ地盤とかいろいろな地域的な状況で若干高いということはあるかもしれませんが、問題が起きて、例えば福井で原発事故が起きたときに、一気に風に乗ってきますよね。そのときに、じゃあ県に検査を依頼してということに対応していくわけですか。そういうときに、もう放射能が来ちゃったからどうしようという話ではダメなんで、来る可能性、あるいはもう向こうで事故が起きたというときにすぐ市として対応して、後の避難とかいろんなことも含めて対応できるような態勢を常にとっていくということが大事なんでしょう。何か起きたら、じゃあそのときに県に依頼して、県の検査を待って、それから市民に対応を求めるわけですか。

○議長（道下和茂君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

いや、それについては何かあったときには、一応簡易ではありますけれども、その空間の線量器、これを目安にまた考えればそれで対応はできると思うんですけども。

〔18番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

部長がね、答弁の打ち合わせでそれ以上は言えないような状況になっどうかどうかは知りませんが、今、思われた、こういうふうと思うというふうに言われたことが100%保障ないでしょう、部長も恐らく。私もどこまでがどうなるという専門知識があるわけではありませんので言い切りませんが、ただ不安は残ります。市として可能な範囲の話ですので、それは改めて上層部ともう一遍相談して検討をしてください。どうでしょう。

○議長（道下和茂君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

わかりました。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは3番目に移ります。

3番目は、災害対策用の備蓄品についてお伺いをいたします。

防災計画の見直しが今進められているというふうに思いますが、この防災計画の見直しについては、いろんな面で今回の大災害の教訓を生かしていく、そのことが求められています。その一つとして、今回は備蓄品について伺いたいと考えています。

市の地域防災計画がございますが、その中に備蓄品の一覧表が載っています。この備蓄品の充足状況と現段階での状況はどうなっているか、まずお伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、地域防災計画の備蓄品の現状についてお答えさせていただきます。

議員御指摘の本巢市地域防災計画の備蓄品の一覧につきましては、毛布等一部の資材につきましては、追加購入を実施したところでございます。再確認したところ不足する備品もございますが、おおむね一覧表のとおりでございます。

ただし、食料につきましては、乾パン、アルファ米、クラッカーの賞味期限が5年でございます。賞味期限に応じて更新を図っておるところでございますが、合併時の一時期に大量に購入した食料の更新が十分に行われていないところから、計画にある備蓄量よりも少ないのが現状でございます。

なお、このたびの東日本大震災を受けまして、備蓄食料につきまして見直しを行い、今議会におきまして、備蓄食料の購入に係る補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

備蓄については常に状況を確認しながら、必要なものを確保するというところを行われていってほしいと思います。

その備蓄品の中で、今回、特にお伺いしたいと思ってるのは2番でありますけれども、この地域防災計画の94ページに緊急時の応急生活物資の品目というのがございまして、その中で第1段階ではどういうものを応急に手当しなければならないのかというようなことが書いてあります。第1段階では粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ、第2段階になりますと紙おむつ、生理用品というふうに記載

を一部取り上げましたけども、記載されているわけでありませう。

今回の震災の初期の段階からよく耳にしましたのは、こうした赤ちゃん用のミルクとか哺乳瓶、紙おむつ、あるいは女性の生理用品が不足しているということが言われました。一定段階を過ぎると、このあたりはこうした、どこでもこうした応急生活物資として位置づけて、一定の段階が過ぎれば、ある程度入ってくるようになるんだらうと思ひますけども、初期の段階ではどうしてもこれが不足する。けれども、こうしたものはあくまでも応急生活物資としての位置づけであり、備蓄品としての位置づけが、まずほとんどのところでもされてなかつたらうというふうに思ひます。本巢市もその例外ではありません。

今回の経験を踏まえて、こうした粉ミルク、粉ミルクが可能かどうかというのはまたちょっと置いときましても、哺乳瓶とか紙おむつ、生理用品、こうしたものについても一定程度、備蓄品として位置づけ、備蓄していく必要があるんじゃないかというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、緊急時の応急生活物資品目の見直しについてお答えさせていただきます。

緊急時の応急生活物資のうちにつきまして、紙おむつや粉ミルクなどの品目につきましては、現行においては、災害時応援協定を締結しております事業者から優先的に購入して対応することとしておるところでございます。しかし、議員御指摘のとおり、東日本大震災におきましては初期の段階から、粉ミルク等の乳幼児の食料やトイレットペーパーや紙おむつ等が不足したことが報道されているところでございます。市といたしましても、これらの品目の備蓄につきましても、見直しを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

先ほど言われました粉ミルクにつきましては、保存期間が大変短いので、粉ミルクにつきましては少し検討させていただきたいなというふうと考えておるところでございます。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の哺乳瓶とか紙おむつ言われて、生理用品の言葉がなかったと思ひますけども、それも含めてですね。じゃあ、そのように早急に、今回の見直しの中で具体的な前進が見られるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の今後の市政運営の方針についてということで若干お伺ひしたいと思ひます。

多くは高田議員の質問の中で、質問、答弁というのがございましたので、ダブる部分は極力省きながら、幾つか具体的なことについてお伺ひできればというふうに思ひます。

第1番目は、基本的にここに書いてありますのは、市長選挙において出されたマニフェストについて、どこでもそうなんですけども、4年間にそのすべてができるというわけではなく、ものによっては8年かかる、あるいはそれ以上かかる場合もあります。ただ、それに向けてどう努力しているかということが大事なんで、だからこの4年間でこれができなかったからということでいろいろ批判するという問題ではないというふうに理解しています。

そういうことからすれば、市長がこの間掲げてきた問題についてこれからどうやっていくのか。高田議員の話ではありませんけども、2月までにできることは非常に限られている。その後も含めて、自分としてこの間掲げてきたことをどうこれから一層進めていこうとされるのか、その点についての思いを簡単に結構ですので、先ほど十分述べられたと思うんで、簡単に結構ですのでお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、鵜飼議員の今後の市政運営のいわゆる方向、方針ということでのお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

議員の御指摘のように、先ほど高田議員のほうからも御質問ございまして、るる御説明をさせて、お答えさせていただいたとおりでございますけども、市長になりましてから、対話重視と現場主義ということの基本姿勢に、本巢市のいわゆる市民の皆さん方に、明るい希望の持てる政策・施策というのを一生懸命頑張ってきたところでもございます。そうした中で、今お話しのように、なかなかまだまだ手つかずのものというのものもあるのも事実でございまして、まだまだ御答弁申し上げましたように道半ば、まだまだ途中のものというのものもあるというふうに認識しております。これ、市としてそれを今後どうやって解決していくかということで、先ほどもお答え申し上げましたように、そういうことを市民の皆さん方にお諮りし、そして約束した立場の者として責任を持ってこれからも対処をしていきたいということを思っております。ということで、それを具体的にやるにはどうするかという決断は、近いうちにそういう最終の決断をしていきたいと、今お話もさせていただいたところでもございます。

今後の問題も、もしそういうことで責任をこれからも負うということになった場合も、今までと同じように、これからも対話重視、現場主義というのをしっかりと基本にしながら、市民目線、そして市民の皆さん方の立場に立って、そしてこれからも住んでよかったとそうって思ってもらえるようなこういうまちづくりに一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、そういった上に立って、2番の市政運営の基本ということで2点だけ取り出しましたけれども、この2点についての方針なりをお伺いしたいと思います。

その一つは、これももちろんマニフェストの中でも書かれておりますけれども、「市民一人ひとりの徹底的な対話の中で、市民の行政に対するニーズを把握し、的確かつスピーディーに対応をしていきます」という、これは対話主義ということですが、これを今後さらに進め、さらに拡大していく、そのためにどのような手だてを今の段階で考えておられるかをお伺いしたいと思います。

②は二つまとめての質問になっておりますので、次も続けて行っときます。

二つ目は、いろんな施策を進めていく上で職員の意欲と能力をどう引き出していくか、このことが一つのかぎになるだろうというふうに思います。そのためには、職員がみずから考え、積極的に提案できるような体制・態勢、二つ書いてありますけれども、この最初の体制というのは、仕組みということでもあります。後の態勢は、そうしたことを進めていく構えということでもあります。こういう体制・態勢が必要ではないかと思っています。そのために、特に申し上げたいのは、職員が自分の考えをもとにいろんな全国の先進例をみずからやっぱり研修して、それを本巣市政の中に生かしていく、こういうことも必要ではないか。かつて町村時代、よそでもそうだっただろうと思うんですけども、例えば旧糸貫町においても職員の研修というのは定期的に行われまして、いろんなところの視察をしたりして、そういったものが町政に反映されていくということがございました。

最近、市になってから、藤原市政になってからということではありません。市になってから見ておりますと、職員がそうした外へ勉強に行く、研修に行くという機会がほとんどない。決められた機関へ研修に派遣するということはあっても、他の自治体を学びに行くというようなことがどうもない。でも議員は、政務調査費という制度をつくっていただき、それで研修をするということで、どうも片手落ちのような気がいたします。職員の能力をやっぱり引き出していくためにも、そうした研修ができるような体制もあわせて必要ではないかというふうに私は思っていますが、そういったことも含め、職員の意欲、力をどう引き出していくかということについての市長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お尋ねございました対話主義等々の御質問、そしてまた職員の意欲をかき立てる、そういう施策をどうだというお話でございますので、お答え申し上げたいと思います。

前段のほうの対話主義のほうは、先ほど来、高田議員のときもお話を申し上げましたように、市長就任以来、私は市民と対話、そして現場に動くということを基本に市政運営をやってまいったところでございます。また、その中でもお話を申し上げましたように市政の課題というのは現場にあって、またその解決の道もまた現場にあるということから、市政の総点検の以降も絶えずいろんな

形で市民の皆さん方と語り合う場、そういったところに日程の許す限り参加させていただいて、率直にお話も聞き、そして意見交換もさせていただいたということで、これまでも対話重視と現場主義というのをしっかりとやってきたと思っております。これからも、こういう対話重視と現場主義というのをこれからも市政運営の柱ということにして取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、今後、こういう社会情勢、そしてまた中で本当に市民ニーズもまた多様化もしてきておりまして、そういったものにしっかりと対応していくというためには、今、ただ出ていくだけの対話ではなくて、やはりもっともっといろんな形で市民のニーズを把握するということが必要であろうというふうに思っておりますし、私なりに一つ考えてきておりますのは、一つは、今までもそうでもございましたけど、もっともっと多く市民の皆さん方と触れ合う機会を多くつくる。これからもどんどんと地域、または現場に出ていくということをこれからもやっていきたいと思っておりますし、また、住民意識調査とかパブリックコメント、こういったものをうまくしっかりと使いながら、市民要望とか意見、提案というのも市政に反映する。そういったことの仕組みももっともっと充実をしていきたいなというふうに思っておりますし、また、今年度からちょっと今やらせていただきましたけども、いわゆる職員による出前講座というものもつくらせていただきましたけども、職員にもそれぞれ地域に出ていっていただいて、もっともっときめ細かに市政のお話をすると同時に、いろいろ御意見も伺ってくるような形もやっていきたいと思っておりますし、また、市政モニターというようなことも今後考えていきたいなと。そういうことで、いわゆる市民の皆さん方からも本当に幅広く、そしていろんな形でお話をお聞きして、それを市政に反映していくと。そして市民ニーズにしっかりとこたえていく。そういうような対話の主義を今後もしっかりと考えながら取り組んでいきたいなというふうに思っております。

また、職員の意欲、能力を引き出して向上させるということにつきましては、議員御指摘のように、いろんな政策を進めていく上でも高い能力、いわゆる高い意欲と能力を持って、人間的にもすぐれた職員をいかに育成していくかということがこれからの地方公共団体の大きくサービスの質を問われるそういうものだと思っております。行政水準とかサービスを高めていくためにも、やはり職員自身が質の高い職員にならなければ実現は不可能でもございます。こういったことから、いわゆる職員の質を高めるためにも、こういうものにしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

そういったことから、今後、本巢市の人材育成基本方針というのを策定もさせていただいて、今、この方針に沿って、現在、取り組ませていただいておりますところでもございますけども、これをしっかりとしたいいわゆる実のある、そして実績の上がる方法でしっかりと取り組ませていただきたいなというふうに思っております。

また、そういった中で、先ほどお話もございましたように、議員の皆さん方はいろんなところに視察等々もできる、そしてまたいろいろ見えてきて、いろんな提案もできるというお話もございました。職員につきましても、ぜひ、そういう方向で今後考えていきたいというふうに思っております。

そういうことがしっかりとできるようなことになれば、今、既にやっております職員の提案制度、それからまた政策研究グループというようなものを通じて、また質の高い、またそういう御提案、そしてまた職員にも生かせるようなことにつながっていくんじゃないだろうかというふうに思っておるところでございます。

そういったことで、先進地等々のいわゆる研修というのも、これからしっかりと制度をつくって、しっかりと皆さん方に、職員の皆さん方にやっていっていただくような方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、職員の質の向上、それがあって初めて高い行政サービス、そしてまた市民の皆さん方に喜んでいただける、そしてまた市民ニーズへもしっかりと対応していける、そういう組織になるというふうに思っておりますので、今、議員御提案のようなことは意を介してしっかりと職員の育成方針の中に生かしていきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

2番目のことは結構で、ぜひ進めてほしいと思います。

1番目もおおむね結構なんですけども、参考までに少し述べさせていただきますと、市長が言われたのは、市民のニーズが多様化している中で、どうそれを的確に把握し、対応していくかというところで、いろんな自治体がそれぞれのいろんな努力を、あるいはいろんな試みをされていると思います。

そうした中で、7月に広島県の三次市というところへ行ってまいりました。三次市というのは、中国山地のほぼど真ん中にありまして、たしか平成17年だったと思いますけど、旧三次市と7町村が合併して新三次市ができたところでありまして、中国山地のど真ん中でありまして、ここで、本巢市で言えば、三次市の周りはトンネル以北のようなところがいっぱいありまして、ほぼ県境あたりまで、小水力発電の関係でその県境あたりまでも行ってまいりましたが、そういうようなところですよ。

そういった8市町村が合併したということもあって、今の市民ニーズをどう把握していくか、そして地域間格差をどう解消していくかというところから市政懇談会が毎年行われています。ちょっと広い地域ということもありまして、中学校区単位なんですけども、12会場でこういうリーフレットをつくって、これ7月にやられたわけなんですけども、7月1日から25日まで12会場でやっています。これを毎年繰り返しています。この間、市長はたびたび変わってるんですけども、ここは不思議なことに。でも、こうした市政懇談会については、とにかくどの市長も市の当然の責務だと。市民との対話が当たり前だということで継続をしているわけでありまして。その参加人数を見ますと、一番最初、ごめんなさい、16年合併ですね、16年からやっていますから。16年が996人で、それ以降22年度は1,045人で、今、大体1,000人前後、1,000人前後といえますか、1,000人余りの出席がずっと続

いています。これが多いのか少ないのかというのはそれぞれの判断で、三次市の職員にとってはどうも少ないというふうに言っておりました。

いずれにしても、こうした一つの懇談会なりをやるときに、単発でやるというのはできても、それを継続してやっていくということがなかなか正直言って難しい。同じような顔ぶれになってくるということもあります。けれども、やはり継続することに、そこだけでも大きな意味があると思うんです。

市長も先ほど言われたように、本巢市としてもいろんな形で市民との対話の場を設けておられたし、またこれからもそれをやっということがありますけども、さらに目に見える形でそういった工夫をしていく必要があるのではないかと。この三次市のやり方がいいんだとか悪いとかいう意味で申し上げたのではなくて、これは一つの参考として今申し上げたわけでありまして。そういったことも踏まえながら、より一層、市民にもっと目に見える形で対話、現場主義、そういったものがあらわれてくるといいなというふうに思っていますので、老婆心ながら申し上げて質問を終わります。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時、昼食のため休憩します。13時15分から再開します。

午前11時53分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、1番 江崎達己君の発言を許します。

○1番（江崎達己君）

それでは、発言通告に基づきまして第4点にわたって質問をさせていただきます。私の質問は提案型の質問ですので、当局のほう、どんな答弁をされても構いません。

それでは、質問をさせていただきます。活力のある本巢市を目指した取り組みということで、2点質問をさせていただきます。

長引く景気の低迷、円高デフレが続き、先の見えない経済状況の中ではありますが、今こそ、本市として活力のある取り組みが必要ではないかと思えます。

そこで、具体的な取り組みの一つとして、第1点目、産業振興策として、本市の知名度の向上と特産品の販売向上にもつながるPR看板を国道や県道、そういったところに設置してはどうか。また、他の都市の取り組みも参考にしてはどうかということでございます。

そこで参考ですが、見ていただきますとわかるように、鉄板の何の変哲もない看板です。これは、お隣の岐阜市がつくっておるものです。これ特産の富有ガキですか、カキをPR看板として交差点のところに設置してあります。健康果樹の産地ですということで、岐阜が富有ガキの産地であるということを広く紹介しているという点でございます。これだけでは何の変哲もありません。

これは、生産者と市と県、農業改良普及センターでございますが、そしてJAが一丸となり、これ製作したものであります。ここに製作者のあれが載っております。ちょっと小さいものでわかりませんが、岐阜市の園芸振興会の果樹部会、それから岐阜市、JAぎふ、そして伊奈波農業改良普及センターということで、私たちが自信持ってPRしますよというふうに載っております。個人の宣伝、それから市だけの宣伝じゃありません。こういったところが一丸となって自分たちの産品を紹介しているという取り組みでございます。

この看板は、もう設置してから10年以上になります。とはいいますが、私も担当したときにやったもんで覚えておりますけども、これは、このときには農産物、安全・安心・健康というものをねらいで設置され、費用対効果としては非常に効果が高いものだと思います。消費者に対するアピール性があるという意味で近隣の市町村などにはないということでございます。普通の看板はあります。ただし、こういった一丸となった看板は、この地域にはありません。見たことがありません。僕が見落としておるのかもしれませんが、そう思います。

そこで、本市の場合、本巣縦貫道ですか、あそこの交差点付近などに設置すると、信号待ちで待っているときに、ふと見たときにこういった看板があるということはドライバーの方にもよく見ていただけるということでございます。また、本巣縦貫道は、市外の方、県外の方が通られる一番の基幹道路じゃないかと思えます。そんな中で効果もあるんじゃないかなと思っております。この看板をぜひ設置したらどうかということでございます。これからもぜひ積極的な取り組みを期待したいと思っておりますので、後ほど御所見をお願いします。

第2点目でございます。ちょっと今、カキだけあれしましたけども、カキだけではありません。例えばこれはイチゴですね。これも交差点のところにあるんですけども、これカキ、イチゴ、ごめんなさい、2枚用意しましたので。これイチゴということ。

だから岐阜市もイチゴはあるんですという意味も込めてあれだと思えます。このときの時代では、健康野菜の産地というんですけども、今度は岐阜県、一緒にやっているクリーン農業推奨のものですとか、いろいろキャッチフレーズはあるかと思えますが、またそれは一ひねりすれば、またいいものになると思えます。これはバックがイチゴをつくってる農家のハウスのところの交差点のところに建っております。もうこれ実質は15年ぐらいになります、もう既に。でも毅然として建っております。看板でもいろいろありますけども、そういうものもできるんじゃないかと思っております。

2点目ですが、観光振興策として、本市は、全国的にも名高い根尾の淡墨桜が有名でございます。これは関係団体の方や市民の方の協力により、今も現存し、観光振興には大いに寄与しているものと思えます。本市は、こうした桜とともに、まちづくりを目指したさくらサミットというものに参加し、毎年、持ち回りで各都市で開催されております。

さくらサミット憲章、サミットの憲章でございますが、その第4条には、文化、教育、福祉、産業、観光そして災害対策などにおいて、相互の連携、協力をとり、調和のとれたまちづくりを心がけましょうというふうで第4条に規定しております。また、第5条では、「桜」によって結ばれた縁を大切に、お互い友好を深め、21世紀に向けて前進しましょうというふうなことも5条で規定

をされておるようです。こうしたサミットを大いに活用し、観光振興につなげるスタンプラリーを行うことをサミットの場で本市から提案し、観光客への誘客だとか、そういったものを戦略的に図ってはどうかということでございます。

ちょっと実例でございますが、先日、ちょっと氷見市のほうへ行ってきました。これ、氷見市の観光パンフレット兼スタンプラリーのものです。たったこんな小さなコンパクトにおさめてあります。これだったら、こうやって入るんですね。普通の観光というのはA4であったり、ちゃら紙になった観光パンフレットがいっぱいありますけども、ここはよく考えてあるなど。5万人そこそこの、そう、そんなに私たち本巣市と変わらんような市です、5万人そこそこですから。これを見ると、「ひみまちナビ」ということで、体験、グルメ発見とかという、うたっております。この裏側には氷見へのアクセス、どこからどういうふうに来れば氷見市へ来れますよというアクセスをコンパクトに説明しております。それをまたじゃらじゃらと開くと、観光の見どころの地図があったり、食べるグルメやなんかも紹介しております。これもまた当たり前です。そんなに問題はないです。

私が言いたいのは、ここの箇所、スタンプラリーといって、見てきたところに判こを押してもらって、枠は六つぐらいしかありませんけども、行ってきたところで判こをもらう。五つ以上行った場合には、ちょっとした記念品をお渡ししますよという戦略をとってみえます。これは大変いいなと思います。

私これ今度提案するのは、さくらサミットの中で、21市加盟してみえるようですけども、そこを紹介して、その市へ行ってきたら、その市の観光協会か観光案内所でもいいですけど、そこでスタンプを押してもらって、やっぱりある程度のところで記念品を渡すとかいうことは、戦略的に大変おもしろいんじゃないかと思っております。

ちなみに、このパンフレットを見て、この案内を見て思いました。お問い合わせ先、氷見市商工観光戦略課という、観光課というのはよくあるんだけど、戦略課と名づけております。そして氷見市の観光協会、そして観光情報センターというところへお問い合わせくださいよといって電話番号なんか等が書いてあります。小さな5万人の都市が観光に対する戦略を持つてると。私たち戦略課ですよと言わんばかりのパンフレットです。初めて見たときには、うんとびっくりしました。観光課というのはあるけども、戦略課、私たちは戦略を持つてますと言わんばかりのパンフレットでございました。

でも、このパンフレット、非常に僕は効率的なパンフレットだと思います。これだったらほかりません。ぽっとうポケットにも入ります。それはおもしろい体験じゃないかと思っておりますので、ぜひまた御所見なり御見解をお願いしたいと思います。

それから、私の質問、今回、一括質問させていただきますので、全部質問だけ先にさせていただきます。

第2点目、東日本大震災の被災地に対する支援並びに防災についてということで、このことは東日本の原発事故を教訓にした防災対策としては、前回の議会に大勢の先輩諸氏の御質問がありました。また、この議会には補正予算も計上されております。しかし、さらなる対策として、原発事故

により広範囲に放射線が広がり、土地、土ですね、土、水、食物の汚染、人への被爆、そういったものが深刻な問題となっております。事故後、放射線量の飛散状況を速やかに把握されていれば、被害ももっと少なかったんじゃないかなと思います。

福島第一原発では、福島第一原発の事故について、先日、前総理、菅総理が、報道番組「NEWS 23」ですか、ここの中で、インタビューの中で、あれは人災であり、反省点がありますという発言をされました。担当の、時の総理大臣が人災であるということと言われました。聞いていてびっくりしました。総理大臣じゃなくなったからじゃなく、今、大臣じゃないということでこんなこと今言うのかなという意味ではびっくりしました。

それはそれといたしまして、事故後、スピーディーに、より風速や風向やそういったものは観測されておりました。そうした予測等が可能であったのに、政府は各県や各市町村にそういう情報を速やかに連絡し、指示もされなかったということにより、避難指示がおくれるとともに放射線汚染が拡大し、国民に大いなる不安を与えた。また、国民経済にも大きな影響を及ぼしました。

本市は、隣接する福井県には多くの原発発電所が現存しております。福島原発事故を教訓にし、速やかな対応がとれる必要があるんじゃないかと思います。

そこで、次のパネルを御紹介します。これは岐阜新聞ですか、9月9日金曜日に、福島県の今はというようなことで大きく連載されておりました。皆さんも新聞を見られたと思います。この中に、福島の第一原発事故から距離が載っておりました。20キロ圏、30キロ圏、50キロ圏、100キロ圏ということで、このデータを見る限りは、100キロ圏まではかなりの影響があったと。特に50キロ圏以内は非常な放射能の拡散ということで被害があったというのを紹介しておみえです。

これは中日新聞社の記載した記事でございます。中部圏、私たちの近くの福井県の原発のこの距離をあらわしております。敦賀原発、もんじゅ、美浜、高浜と、いろいろこれぐちゅぐちゅに固まっております、福井県には。我が岐阜県、ましてや本市、本巣市になると、25キロから50キロ圏内に入っちゃいます。50キロ圏内ならもうかなり入っちゃいますし、100キロ圏内だともう岐阜市はともかく岐阜県の半分がもうその範囲に入っちゃいます。だからしも必ずとは言えませんが、先ほど午前中のときに、午前中には先輩議員の鵜飼議員が質問され重複しましたが、あえて私も質問させていただきます。

本市は、7月に放射線量簡易測定器を3台購入され、8月から測定を開始されたということでございます。この測定器は空間線量測定器ということで、あくまでも目安にすぎないというようなことを伺っております。もう少し費用対効果等も検討され、全国各地からこういった機器が注文殺到しているそうです。その機種はシンチレーション式サーベイメーターというので、価格は約50万円ほどだそうです。国の中でも、二次予算においてかなりの台数を購入される計画があるようです。

そこでちょっと一区切りですけども、先ほどの隣接する福井県のもんじゅではありますが、これも報道記事でございますが、もんじゅをめぐる経過ということで、もんじゅは1983年5月に国が設置を許可しました。翌10月に、もんじゅ建設が始まりました。1994年4月に初臨界、明けて1995年8月に初の発電が開始されました。そしたら数カ月後、もう12月ですが、二次系配管室でナトリウム

漏れの事故が発生、運転が停止されました。ナトリウム漏れ事故で、またその資料がビデオの改ざんによる隠ぺい隠しが発覚しました。2010年5月、14年ぶりに、もんじゅがまた運転を再開しました。そして7月に試験運転停止になりました、2カ月後には。翌8月、燃料交換機用の原料庫の機内が落下し、2011年、この6月ですけれども、燃料交換機用の機器の引き揚げが完了したと。

それに基づいてですが、菅総理は、廃炉も含めた検討をすべきだといって表明されました。トラブル続きの実用化のめどの立たないもんじゅが一たん事故が起きれば、もうその被害は福島第一原発の比ではないというようなことも掲載されておりました。私は専門家ではありませんのでわかりませんが、こういったコメントが出ているというのも現実でございます。

そういった中で、土地、水、食物、そして何より市民の安全・安心を図るためとして、放射線物質の測定器の購入は必要であると思っております。比較的性能の高い簡易型測定器、スペクトロメーター、これは1台500万円だそうです。また、表面汚染検査スクリーニングというんですか、GMサーベイメータ、これは1台約30万円ほどであります。こういった機種にも3種類の放射能に関する測定器があるそうです。こういった機種は、全国各地からも注文が殺到しているそうです。だから、なかなか生産にも追いつかないのが現状かということも言うておりました。ひとえに、こういった放射線測定器といえども、検査対象によっては3機種が必要ではないかということで、こうした放射線等の測定器の導入を図ってはどうかということで、御所見等をお聞かせください。鶴飼議員のときに御答弁はいただきましたが、再度、確認のため御答弁をお願いしたいと思います。

2点目、先ほどあれしましたさくらサミットの加盟都市である茨城県日立市、ここも災害は原発なり地震なりで被害を受けているようです。そういったサミット憲章の加盟の都市、そういったところに対する支援等はどうかということで、サミットの憲章の4条の規定からいっても、支援は行うべきじゃないかと思いますが、御所見をお聞かせください。

以上、4点にわたって質問をさせていただきました。

○議長（道下和茂君）

1項目め、活力ある本巢市を目指した取り組みについての本市知名度の向上と特産品の販売向上につながるPR看板の設置について及び観光振興につながるスタンプラリーについての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

それでは、御質問の活力のある本巢市を目指した取り組みについて、2点ございます。続けて御答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目の本市知名度の向上と特産品の販売向上につながるPR看板の設置についてでございます。

これにつきましては、市内のPR看板でございますけれども、合併前の旧町村時代において、それぞれの名所あるいは特産品をPRするために、主要な国・県道沿いに現実的には設置はされております。議員が御指摘のように、本市の知名度の向上や特産品のPR等に大きな効果が期待されるも

のでございまして、それにしましても非常に年数もたっておるということで、看板の更新時期を見きわめながら、これの設置につきましては検討していきたいというふうに考えておりますが、本年度中、実施をいたしております観光資源発掘調査事業というのでございますが、本巢市の観光資源を調査研究し、発掘を進める中で、本市の観光の方向性や観光ルートを新たに見出していくということで、観光協会とともに協議をしながら現在進めております。

なお、本巢市内には多くの農産物、特産品を含めそういうものがたくさんあるわけでございますが、当面の特産品PRについては、現在まではパンフレットとかホームページ、インターネットなどの媒体を中心にPRを進めております。現在、これにつきましても本巢市の商工会が特産開発事業ということで取り組んで現在展開中でございます。特産品の開発状況、こういうものを踏まえまして、御質問の今後PR方法を含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の観光資源につなげるスタンプラリーについてということでございます。

御質問の中にもございましたさくらサミットでございますが、これは毎年全国21、北海道から鹿児島までの県が入っておりますが、その中の市区町村で持ち回りで開催されておるということでございます。昨年はお近くの奈良県の吉野町において開催されまして、本年は岐阜県の各務原市ということになっておりましたが、御存じのようにこの開催予定が4月3日、4日ということでございましたが、東日本大震災の影響によりまして急遽中止をされたということでございます。本巢市におきましては、平成14年に旧の根尾村において開催をいたしております。

このサミットは桜に関してのさまざまなテーマで、保護育成、現状の問題点などの討議をしており、各市区町村の事例発表に始まり、参加各市町村における桜に関する問題点を持ち寄り、サミットの中で問題解決の糸口を見出しております。また、このサミットは、桜以外の参加市町村の抱える多様な問題点などについても意見交換を行ってきておりますので、議員御指摘の御提案をいただいております観光資源につなげるスタンプラリー、これにつきましても、観光振興、誘客の推進において非常に有意義な御提案と考えておりますので、さくらサミット加盟団体への提案をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜ります。

○議長（道下和茂君）

2項目め、東日本大震災の被災地支援並びに防災についてのうち、放射線量測定器の導入についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

それでは、放射線量測定器の導入についてお答えいたします。

先ほどの鵜飼議員の御質問でもお答えしましたとおり、空間放射線量につきましては、毎週火曜日に測定し、市ホームページで公表しているとともに、測定器の市民への貸し出しも行ってまいります。簡易ではありますが、市民の皆様へ安全・安心をしていただくには一応の役割を果たしているものと考えております。また、食品については各保健所で検査を予定しておりますし、食肉の牛に

については県が全頭検査を、米については県やJAが検査を実施しており、野菜の主力作物については県が実施を検討しておりますので、この動向を注視したいと考えております。

しかしながら、先ほどの御質問でもお答えしましたが、機器の機能等の調査研究等を含めて一度検討してみたいと思います。以上です。

○議長（道下和茂君）

2項目めの質問のうち、さくらサミット加盟都市である茨城県日立市への災害支援についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、さくらサミット加盟都市である茨城県日立市への災害支援を行うべきではないかという御質問でございますが、議員御指摘のさくらサミット憲章第5条にありますように、本市と日立市は桜によって御縁ができておるわけでございます。市としましては、さくらサミットを通じた御縁による要請等がございましたら積極的に支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

ただ、全国市長会の支援要請リストがございますが、この中に日立市の、要請リストに日立市が挙がっていないのが今の現状でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

江崎達己君。

○1番（江崎達己君）

一通りの答弁ありがとうございました。

少し意見、気持ちを述べさせていただきます。

この第1点、看板でございます。PR看板ですが、今回のこの看板実例は、生産者団体、行政、関係機関が一丸となり設置された、産地が元気であるということをアピールしているようなものです。このような看板を本市でも設置できれば、元気であるということと笑顔があふれるということで、ぜひ設置を前向きに検討していただきたいと思います。

2点目、サミットのスタンプラリーの件ですが、ぜひサミットの加盟都市に提案をしていただいで、もし21市が賛同していただかなくても、中には賛同していただける都市があれば、その都市間とのスタンプラリーをすればいいんじゃないかというふうにも思いますので、今後に期待します。

2点目、次ですけれども、放射線測定器の導入ということですが、機種を導入というのはやはり市民の安全・安心を図るために、他の機関に依存するだけではなく、市としての取り組みということで推進を図っていただきたいと思います。とはいえ予算的な問題もありますので、ぜひ来年度の予算には、3種類の機種がありますけれども、せめて2種類ぐらいは導入をお願いしたいと思います。

というのも、例えば事例を挙げますと、原発の瓦れきですね、東北の瓦れき、どこで処分するのか非常に問題になっております。中には、その瓦れきの処理は困るよという都市も今は表明されているようです。また汚泥、泥ですか、そういったものの処理もどうするんだという中で、知らず知

らず、本市には来ないとは思いますが、これはわかりません。そうした場合に、怪しいなと思ったときに測定できないようなことでは困るので、ぜひ検討して、来年度予算には上げていただけるとよろしいかと思えます。その場合には、私はもろ手を挙げて賛成したいと思えますので、よろしくお願ひします。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続きまして、2番 鏝本規之君の発言を許します。

○2番（鏝本規之君）

では質問に移らせていただきます。

きょうは多くの人に傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。私たち議員がどういうことをやっているかということの一端を少しでも御理解いただければ幸いかと思っております。たくさんの方が傍聴に来ておられますので、答弁者のほうも力の入った答弁をされるかと期待をしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

通告に従いまして、多目的広場の土地の売買においてのことについてお伺いをいたします。

多目的広場の土地ということは、基本的には市の財産であったかと思っております。その土地を、市の財産を所有する場合もしくは処分する場合、所有する場合は、所有しているから所有する場合はないんですが、市の財産を処分する場合、地方自治法に従って処分をするということが地方自治法の中に記載されているかと思っております。市の職員、私たちも含めて行政をつかさどる、構成する一員としては、法を遵守するのが義務のように思っております。また当然、守るべきと思っておりますので、その観点からお伺いをしていきます。

答弁の中に、少し答弁しにくいこともあろうかと思えますけれども、まず、市の財産を処分するに当たって、地方自治法第96条というものがあるかと思っております。当然、本巢市は本巢市のルールがあるかと思っております。地方自治法のルール、また本巢市独自のルールがあれば、説明をお願いをした中において、今回、平成17年7月19日に市の所有する土地の売買ということが一応行われました。その中において、法を守った中において売買がなされたのか、お聞きをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答えを申し上げたいと思えます。

糸貫の多目的広場の整備工事に伴います土地売買契約につきましては、過去に議会等々で、それからまた全員協議会等々でもいろいろ御質問もございまして、その都度、答弁させていただいておりますように、そして直近では、昨年6月の定例会の一般質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、本巢市としては適正に処理され、法に基づいて、当時、契約適正に行われたというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

市長さんは、市長になって3年強なんですけど、先輩の市長さん、また職員さんたちのやられた行為において、なかなか答弁がしにくいであろうことはよくわかっておりますが、今、議長にもお願いをしたいんですが、法がどのように定められているのか。また、本巢市においてどのようなルールがあって、そのルールに従って本巢市の財産である土地を処分する場合、どういう方法で行ったかということを知っているわけなんです。その方法、またルールがわからない中において、法を適正に守って処分をしましたと言われても、次の質問に移れないわけなんです。そのところをいま一度説明を求めるように議長から言っていただけませんか。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

お答えを申し上げます。

別に本巢市の独自のルールがあるとかということはありません。これはもうすべて市のいろいろな形の契約というのは、すべて地方自治法もしくは地方自治に関連する法令等に基づいて処理しておるものでございまして、それは法の手続に従って、そしてまた議会の承認も得て、それぞれやらせていただいております、これは予算等々での措置も含めて適正に行われているというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

同じような答弁の繰り返しでは、私は回数が決められておりますので、水かけ論となるかと思えますけれども、私は最初から法と言ってるんですね。地方自治法にのっとり、市の財産を処分する場合には、それなりの約束事となさなければいけないわけです。約束事があるわけなんです。私が質問した多目的広場にかかわる土地は、過去のいきさつがどうであれ、法的には本巢市名義である以上、本巢市の財産となっているわけなんです。本巢市の財産となっている以上は、市の財産はすべて市民の財産なんです。その財産を処分することにおいては、法に基づいたルールがきちんと決められているはずなんです。ですから、糸貫町の時代に、そういう土地を処分する場合には、地方自治法第96条に従って無償譲渡の決議をするようにということが議会の中でもちゃんとうたわれているんです。

今回はその無償譲渡の決議すらされていない中において、今回、契約された書類等を見ますと、個人に対して地権者と記載をされています。また、組合に対しても地権者と記載をされています。地権者となるには、法に基づいた議会の議決をいただいて、初めていただいた組合もしくは個人が地

権者となるわけなんです。今の市長さんの答弁から見ますと、どこがどのようにして法を遵守して、法に基づいたルールの中で市の財産が処分されているのか、到底検討が付きません。

ですので、議長に改めてお願いをいたします。普通でいくとあと2回しか質問ができませんけれども、そういうところもよく含んで議長の権限においてきつい催促をしていただきたいと思います。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

〔発言する者あり〕

○市長（藤原 勉君）

またお答えを申し上げますけども、何度も申し上げておりますように、当時、この契約というのは、ちゃんと法にのっとり、そしてまた適正に処理されたというふうに私は思っております。今、御質問のようなことで、しっかりと当時のやられた方々は、いわゆる地方自治法、そして市の財産規則等々、仮処分規則等々に基づいて、しっかりとやられておるというふうに私は思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

私の持ち時間は限られてるんですね。議長にもお願いをしたとおり、これで7分を済んでおります。本来であるなら、もう1分か2分でこの質問は終わってなければいけないんです。法に基づいて処分をされていると言うなら、何をもちて法に従って処分がされているかということなんです。はっきり申しまして、ここにおられる議員そのものも、すべて法を遵守しなければならない立場なんです。また、議会で決めたことを守ってもらわなければいけない立場の人間なんです。その人たちが決めたルールに従わなくて処分されたものに対して、いいですか、法に基づいて処分をされたという回答をされると、今後の問題において同じことが同じようになされる可能性があるわけなんです。

また、そういうあいまいな答弁によって、市長が掲げている笑顔あふれるまちづくりというキャッチフレーズの中において、この土地の売買において関係する二つの組合が、お互いがお互いの主張をして大きなトラブルになっております。片方は私の土地ですよ、片方も私の土地ですよということでトラブルになっている。住民同士が角を突き合わせてトラブルになる原因をつくったことに対して、市長さんの掲げる笑顔あふれるまちづくりがどこにあるんですか。おかしいじゃないんですか。ですから、あえて聞いているわけなんです。間違いは間違いとして、言いにくいかもしれませんが、だけでも改めるところは改めてもらって、そして、きちんとしたルールの中でやってもらわなければならない。

あえてまたこのことを問題にしたのは、いろいろと調べていった中において、同じような経緯で、私の住んでいるすぐ近くに165坪という土地が市の名義であります。それは土地の改良工事をしたときに、余剰地として出た土地であろうと思っております。本来であるなら、その土地は住民のも

の、また地域のものとして登記されて固定資産税が払われてなければいけない。けれども長屋の土地と同じように、土地の名義は本巢市であり、使用している人たちは地域の人たち、それに対して使用料もいただいているという同じものが存在しているわけなんです。同じ過ちを起ささないためにも、あえて聞いているわけなんです。

市長さんが、そういう過ちを犯さないよと。法に基づいた、法をきちんと守った中において、笑顔あふれるまちづくりをこれからしていくんですというような言葉が少しでも聞かれるとするなら、この質問は終わりますけども、あくまでも非を非として認めない、言いにくいだらうと思うけれども、わかっておってやっとなることですからしょうがない。

ただ一言、言っておきます。議会の議員として、市民から選ばれた市会議員の一員として、法を守らない中において行った土地の売買契約においては、市長様がどれだけ、様をつけてあるからな、今、わかつとるね、市長様が法に基づいて適切に処理をしたとしても、そのことにおいては不同意であるということをお言います。もし答弁あるとするなら、していただきたい。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

何度も今申し上げておりますけども、この法を守っているいろいろ処理をするというのは、もう当たり前のごとくございまして、我々行政に携わる者はもうもちろんのことですけども、こういう社会の中に生きている者は、皆様やはり法令をしっかり遵守をしてやるというのは、もうこれは市民生活を行う上でも基本中の基本でもございまして、そういうふうなことは思っております。

ただし今回のこの今の件につきましても、今までの御説明を何度もさせていただいておりますように、当時しっかりそういう法令等に基づいて適正に行われたということで、議会、それから全員協議会等々でも御説明をさせていただき、それぞれ了解を得ているというふうに私は理解をいたしております、これ決して違法で云々ではなくて、しっかりと当時から契約は適正に行われたというふうに私は思っております。

[2番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

どこまでいっても、それ以上のことは当然言えないだらうと思っております。ただ、今現実において、そういう同じ地域の人たちが、警察のほうに告発をするというようなトラブルにまで発展をしております。非常にかわいそうであり、また寂しいことでもあります。何とかそういうことにならないように、当然、親告罪でありますので、取り下げをしていただければそういうトラブルも解消するかと思います。ひとつ市長の力で、過去のいきさつは別として、法は法、守るべきところは守って、今後ともこの問題に対応するようにお願いをしておきます。

それから議長にお願いをしておきますけれども、私はこの質問は5分で終わる予定でございました。

ただ、回答がそのような回答ばかりでしたので、ある程度のご事情を御容赦をお願いをして、時間の余裕もありませんけれども、ある程度は議長の判断で質問の時間のほうをよろしくをお願いいたします。

次に、通告に従いまして入札のことについて質問をいたします。

資料を見ていただければおわかりかと思えますけれども、平成22年度と23年度、この本巢市においては、工事の金額の大小によってAランク、Bランク、Cランクと分かれております。そして、その中で今回問題とするのは、すべての業者に問題があろうかと思えますけれども、12、本巢市にはAランクと呼ばれる人がいます。その12の業者の入札状況について感じたことを質問をしたいと思っております。

資料を見ていただければわかるとおり、22年度と23年度では、入札価格が約10%ばかりダウンをしてくるわけなんです。平成23年度は、パーセンテージでいきますと予定額の82%で落札してるんですね。22年度においては92.9ということで、まあ93%で落札をしております。その差10%強の違いがあるわけなんです。当然安く、入札価格は安ければ安いほど仕事が安くできるということで、たくさんのお仕事もできるだろうと。市民からいただいたお金が有効に使われているだろうということで大いに結構なことなんです。

ですが、この中をよく見てみますと、同金額での入札も多く見受けられます。また、一番最低であるという、これよりも下がると失格ですよという入札もあります。また、その価格で入札した業者も多々おられます。そういうものをそろそろ見て、副市長は初めて、こちらに来てまだあれがないですからよくはわかりませんので資料を私初めて提出させていただきました。だれでもわかるような形で提出をさせてもらいましたので、入札に関しての最高責任者が2番目かは知りませんが、担当者である以上、どういう思いがあるのかをお聞かせを願って、それから私の質問をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

ただいま鏗本議員のほうから資料ということで、平成22年と平成23年のAランク業者の入札の状況ということでまとめていただいたデータの御提示がございました。確かに落札率が昨年と比べますと、ことしは約10%下がっているという状況でございます。

市といたしましては、あくまでも公正な入札機会の確保に最大限配慮した入札制度の運用を現在行っているところでございます。こうした中で、入札価格は、各業者さんがそれぞれの経営戦略等に基づきまして、御検討等のうえ決定をされるものであると考えております。したがって、その落札率の下落というのはその結果でございます。具体的な要因等を市において分析、把握することは困難ではございますけれども、今般のこういった社会情勢等々踏まえて、こういった状況になっておるものと思っております。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2 番（鏝本規之君）

確かに行政として当然掌握すべきことは掌握しなければいけないところもあろうかと思っておりますけども、何のために22年度、23年度出したかということなんです。そして、最低入札価格が何社いて、それ以下のところがどうなっているかということを書いている。22年度においては、23年度の資料に書いてある、印がついてあるところは1件しかありません。23年度においては、いろいろな、要するに市民にとっては利益のあることなんです。不利益になることではなくて、利益のあることが書いてある。安く提示をされている。

これは、企業間の中における競争原理も確かにあろうかと思っておりますけれども、私も経営者の1人として意見を言うとするなら、企業努力によって工事価格をとことん切り詰めるなり、また仕入れ先を自分の努力によって下げていくことによって、受注価格を安くできるように努力してる結果なんです。これは業者にとっては血のにじむ努力をしてる結果なんです。その努力に報いるためにも、この行政としては、やるべきことがあるんじゃないですかということを探ねたわけなんです。何を感じているかということはそのようなことなんです。市民からいただいた血のにじむような税金を、1億円の予算で5,000万円できれば、一つできるものが二つできるんです。市民にとって何らマイナスになることはない。ですから、そのことも含めて低入価格、ぎりぎりのところよりも低い業者がいる。この低い業者は、上の業者よりも努力をしてるんですよ。血のにじむ努力をして、企業努力によって単価を下げています。企業努力しておる人をどうして失格にするのか。そのことが聞きたい。ですから、どう思いますかというふうに聞いたわけです。

○議長（道下和茂君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

ただいま市の入札制度につきましては、今、議員からも御説明ございましたが、現予定価格が1,000万円以上の建設工事につきましては、最低制限価格または低入札価格調査制度の失格判断基準を設けておまして、この価格あるいは基準を下回った価格により入札した場合は、失格とさせていただきます。取り扱いとしております。

この取り扱いをさせていただく理由といたしましては、やはり公共工事としての一定の品質を確保していく必要があるということ。また、ダンピング受注に伴う下請業者さんへのしわ寄せがあると考えられること、また、そういったある程度採算性を度外視した入札によつての労働条件の悪化でございますとか、安全対策の不徹底などを未然に防止していきたいということでございます。こういった制度によりまして、建設業者さんを初めとする関係団体の皆様の健全な発展を期することを目的として現在の制度運用をさせていただいております。

今後とも、こうした制度の運用によりまして、公共工事の適正な施工体制の確保に努めていきます。

いと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

今の答弁を素直に聞けば見事なもんですよ。

それでは、平成22年のときは90うん%と、約10%ことしよりも高い価格でおりて、最低入札価格ぎりぎりのとこなんていうのは一つもないんです。いいですか、ことしに入ってから、本来業者にわかるべきことではない、これ秘密事項ですよ、行政の、最低基準価格というのは。要するにぎりぎりの価格というのは。それがどうして何回でもあるんですか。私の出した資料見てくださいよ。約3分の1以上、半数、6か7ぐらいあったんやないかな、15回のうちの。本来その数字が、出るわけがない数字がどうして出るんですか。露骨な言い方をするなら、市の職員が、本来は最低価格というものは、ほんの一部の人、市長さんしか極端なことといえば知らないかもしれない。それが業者にわかって、同額で、じゃんけんとかくじで指名業者が決まるなんてことは過去に私がずっと調べた中に1回だけありましたよ。それは高い価格でたまたま一緒になっちゃったから、くじで決めたという。最低価格ぎりぎり、1円でも下がったら失格になるぎりぎりのところで、どうしてことしになってから何回も同じことが行われているのか。だれかがその情報を業者に流しているということしか説明ができないと思う。何か説明があるとするならしてくださいよ。どうしてそんなことが現実にあるのか。

○議長（道下和茂君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

市の職員が最低制限価格を漏らすというようなことは、入札制度の根幹を踏みにじるあるまじき行為でございまして、そのようなことは断じてないものと考えております。しかしながら、今後とも職員に対しては常に注意喚起を図り、漏れることのないよう徹底をしてまいりたいと考えております。

また、どうして、ではそういったびったりとした価格になるのかということでございますけれども、最低制限価格の積算方法につきましては、本築市公共工事低入札価格調査等取扱要領に定めてございます。また、この積算方法につきましては、わかりやすく表にまとめまして、市のホームページにおいても公表をしているところでございます。入札価格の積算につきましては、こういった資料を参考にしながら、各業者さんがそれぞれのノウハウを生かし、企業努力により行われているものと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏝本規之君）

どうもかみ合いません。早い話が、わかるべき価格じゃないものがある、当然、どこかにそれは教える人間がいますよとは言えませんよ。いいですか、それならですね、今、副市長さんの答弁の中で、いろいろな単価、セメントが幾らですよと、鉄は幾らですよと、どのぐらいの材料を使いますよということが全部公表されてあるとする。そして、その中で企業がそろばんをはじいて、足し算、割り算、掛け算をやれば、おのずとその価格がわかりますよというなら、最初からその価格を公表しとけばいいじゃないんですか。そうすれば業者の人たちは、12の業者、やりたい人は全部その価格で入札をするんですよ。それで運がよかったら仕事をとれる。ガラガラポンでくじで決まるんですよ。そうしても市民にとって何ら不利益はないんですよ。企業努力をした人が、運だけで仕事をとれるような本巢市にしてはどうですか、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

ただいま最低制限価格をあらかじめ公表してはいかがかという御提案をいただきましたけれども、やはりそういった最低制限価格を事前公表いたしますと、業者さんの見積もり努力を損なわせると思いますか、業者さんも本巢市だけでお仕事をやってみえるわけではなくて、国のお仕事、県のお仕事もやってみえる中で、そういった業者さんの見積もり努力を損なわせることでございますとか、あるいはやはり適切な積算を行わないで入札を行った業者さんが受注する事態の発生が懸念をされるところでございまして、結果としまして、事前公表いたしますと、複数の業者が最低制限価格で並びまして、くじ引きで落札される事態が多発するのではないかと考えられます。こうなりますと、やはり入札の基本であります適正な競争性の確保ができなくなるということでございまして、市といたしましては、そういった実施については適当ではないと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

どこまでいってもその程度の回答しか出ないことは想定の中でございますので、私の資料をよく見てください。

それで、その資料②-2のほうですね、23年度の15番目、11番目、6番目、これ同じ工事なんです、西部連絡道の。第1期工事、第2期工事、第3期工事、内容は一緒なんです。にもかかわらず、入札業者が大体12社、大体決まってるんですね。落としたり落とさないところの差を言うんじゃないんですよ。1回落としたところは、次の価格、落としたり落とさないときのパーセンテージと落とさなかったときのパーセンテージが多いところは17%違うんです。落としたり落とさないところは最低入札価格ぎりぎりですよ。落とさないところの価格は、それよりも17%、15%多いんですよ。そういう中において適正な競争と言えるのですか。一生懸命企業が努力したなら、どっかにも、これ1社だけ

ありますよ。何回入札をしても、自分のところの価格は予定価格の81%前後ですよ。ですが、落としたところは80%、落とさない入札は95%なんてばかな話がどこにあるんですか。それが適正な入札制度のあり方と言えるんですか。いま一度、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

各業者さんがどういった価格で入札されるかということにつきましては、先ほども申し上げましたが、あくまでも各業者さんがそれぞれの企業戦略といいますか、経営戦略の中で判断をし、積算をされ、入札をされるものでございます。市といたしましては、あくまでも入札参加機会も均等に最大限配慮して入札制度を運用しているところでございますので、御理解をお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本君の発言につきましては、既に5回を超えております。議長は許可いたしません。

○2番（鏝本規之君）

何を、入札のことかな。

○議長（道下和茂君）

はい。

○2番（鏝本規之君）

入札のことでは、3項目にわたってか2項目にわたってだったかな、改革も含めてのことを求めて。

○議長（道下和茂君）

基準価格以下の入札については5回を超えて。

○2番（鏝本規之君）

はい、わかりました。健全なる企業に対してですね、改革を求めるといことのほうに移ります。もともとがそのほうですので。

企業努力によって、一生懸命会社経営をしている、私もそうなんです。たくさんの税金を納めるように努力しております。本当は納めたくないんだけど、仕方がない。それは別として、一生懸命努力して、黒字になるように努力してるわけです。それでたくさんの仕事をいただくようにと思って一生懸命経営者としてはもう血のにじむ努力をしてるんです。そういう人たちを助けることが、市長さんが上げておられる笑顔あふれる、努力をする人が報われる本当の笑顔あふれるまちなんです。こすくさい後ろで何かやったり、職員から少し情報を取り寄せたりするような悪いことをする人が報われるような本巢市ではあってはいけないと思ってる。

その中で、健全な経営、一生懸命努力をして借財もない、多分つぶれないであろう、そういう企業に対して、入札の権利を与えたらどうかということでお伺いをいたします。そういう考え方はありませんか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

本巢市の入札にまず御参加していただくためには、本巢市入札参加業者選定要綱によりまして市長のほうへ入札参加資格審査申請書を御提出いただき、市の請負業者選考委員会の審議を経まして入札参加資格者名簿に登載された業者さんは、基本的に入札参加の資格は持っていただくことができます。

市といたしましては、入札に当たっての業者の選定におきましては、平等に入札機会が与えられるよう配慮するとともに、市内業者さんの育成の観点から、市内業者の受注機会の確保のため、まず市内に本店を有する業者、次に市内に支店、営業所を有する業者を優先的に選定するよう配慮をしておるところでございます。

また、価格だけではなくて、業者さんの施工能力や企業能力、そして災害協定や除雪契約、ボランティア活動の有無など、地域への貢献度も評価をして落札者を決定する総合評価落札方式も手法として実施をさせていただいておりまして、今後ともそういった地域の貢献度が高い市内業者さんの受注機会の拡大が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

当然、行政のほうとしては、性善説で物事が考えられているであろうと。当然、行政としては、こういうことを、悪いことをするであろうというような人のことは、もうはなから考えの中に入らない。そういつて物事がなしているだろうと思っているし、先ほどの答弁でも、市の職員は悪いことをしないということを前提にしてお答えをしている。ただ、副市長さんあんまりよく知らないかもしれませんが、私はそっちの世界も、反対のほうの世界も生きてきた男でございます。

〔「議長、その発言いいの」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

いろいろなところで、いろいろなものを見てきました。

その中において、いいですか、性善説で物事を考えることが正しいとは限らないところもあるんですよ。善は善、悪は悪、こういうことをされては困るであろうということも前提に入れて、そして物事を見ることも大事かと思えます。今、先輩議員の人から裏の世界のことも言いましたけれども、人間は。

○議長（道下和茂君）

鏝本議員に申し上げます。発言の表現が好ましくございませんので、注意をしておきます。

○2番（鏝本規之君）

それじゃあ裏の世界ではなくて、法を守らない人も世の中にたくさんいるわけです。

[発言する者あり]

そして、そういう人たちがいる中においてでも、それを何とか隠して仕事をとろうとする人もいるわけです。

仕事を与える人が、いいですか、与えるのは行政が与えるんですけども、扱っているお金は市民の人たちのお金なんですよ。

ですから、最悪のことを常に考えて、善だけではなく悪も考えて、そういう可能性がないかということも含めて、これからの入札制度を考えるべきではないかと思っております。先輩議員からいろいろな御指摘が今ありましたけれども、震災そのものにおいてでも想定する以上のものが出てきたり、また自分たちの考えの中に及ばないことも出てきたりしております。それが善なのか悪なのかは後から判断することなんです。ですから入札制度の見直しをしていただくようお願いをしておきます。

○議長（道下和茂君）

鏑本議員に申し上げます。質問時間あと1分でございます。簡明に質問をするように。

○2番（鏑本規之君）

ほんなら、それに対してのあれだけちょっと言ってください。見直す気があるかないか。

○議長（道下和茂君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

本巢市の現在の入札制度におきましては、先ほどからも申し上げているとおり、できるだけ市内業者さんの育成、受注機会の確保を図るために、入札参加機会の平等制を担保するという制度設定をしております。今のところその制度について不都合は思っておりませんので、この制度をそのまま運用してまいりたいと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。申し上げておきます。あと1分でございますので、要領よく。

○2番（鏑本規之君）

市長のおかげで時間がなくなりました。

それでは、次のものに移るんですが、予算の関係でリフォーム、太陽光発電の約1,000万円強、2,000万円近い予算なんですけれども、今、副市長、その他もろもろで入札制度そのものが、今月からもちょっと追及をしていきますけども、結果として1割強安くなっていますから、予算としてはかなりこちらのほうでも浮くんではないかと思っております。

そういうような中で、市長さんは市長さんなりに考えて、いろんな行政をやっておられる。そういう中において。

[発言する者あり]

うるさいな。そういう中において、市長さんも一生懸命やられて、先輩議員の人たちから次の市政をやるのかやらないのかというような意見が出ておりましたけれども、大いに頑張ってください、やり残したところが私から見てもあるような気がしますので、頑張って、明るい本巢市をつくるためにも、また、私の指摘したことを少しずつでも直していただけるように頑張ってくださいと思いますけれども、この予算については、私が言った工事予算だけではなくに、ほかにもあるかと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

〔「何かぐちゃぐちゃ、おまえ、ほんとに」と呼ぶ者あり〕

〔「質問じゃないでしょ、今の」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○市長（藤原 勉君）

それではちょっとお答えを申します。

質問のところ、予算の話から今の出馬の話まで話が飛びましたので、どの点でお答えするのかというのはありますけども。

〔「予算でいいですよ」と呼ぶ者あり〕

予算のほうは、今回、太陽光発電等々の補正予算を計上させていただいています。先ほどお触れになりましたけども、太陽光エネルギーの補助制度ということで、今回980万円の予算をお願いをしております。これも今後、継続的にやっていくようなことも前提にしながら、予算も計上させていただいております。これは何と申しましても今回の原発事故等も受けまして、国のほうで新エネルギーの利用ということに積極的に取り組んでいこうという方針も打ち出されまして、また、法律もつくられたというようなことから、本巢市としてもこういうものに積極的に関与して行って、支援をしていこうというようなことから、今回、予算を計上させていただいたところでございます。

この事業は、私は市民の皆様方に十分活用していただける、喜んでいただける事業であるというふうに思っております。ただ、こういう事業を、やはりどの事業もそうですけども、しっかりとまた事業の評価も行いながら、継続ということも考えながらやっていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆さん方にもお使いいただいて、この新エネルギーの今後の利用の拡大というのに資していきたいというふうに思っております。

それから、また、市長選のほうの話も大変な激励をいただきましたので、またそれを体して、また頑張ってまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○2番（鰐本規之君）

先輩議員がぶつぶつ言いますけども、私は財源について聞いたんですね。一般財源が何かということですから、また今度聞きます。

○議長（道下和茂君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。14時50分まで休憩といたします。

午後2時33分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、3番 黒田芳弘君の発言を許します。

○3番（黒田芳弘君）

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、私の質問を始めたいと思います。

初めに、あの3月11日、未曾有の大惨事となった東日本大震災から半年が過ぎました。私も5月、8月に被災地に行き、現状を自分の目で見てきましたが、今、自分はこうして生きていられる、それだけで感謝したい、そんな気持ちにさせられました。支援強化の決議をしたこの議会においても、まともは決していいとは言えないながらも、おのおのがそれぞれの形で支援をされているというようなことも伝え聞こえてきますが、私自身も小さなことを長く続けていきたい、そんなことを誓いながら、通告してあります4点、18項目について、順次ただしてまいります。少し早口になりますが、よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目、教育現場における防災体制についてから始めます。

このたびの東日本大震災では、学校などで多くの子どもたちが犠牲となる悲しい事態を招きました。74人が死亡・行方不明と最も犠牲者の多かった石巻市大川小学校について、資料1を見ていただきながら振り返ってみます。

私も、この大川小学校へは、現地へ入れるようになった8月に、地元の市議に案内を願い行ってきましたが、日本海に注ぐ北上川河口から約4キロの位置にあります。この間に集落があって、本市でいうとちょうど根尾、外山地域を合わせたほどの人口約3,000人、児童数108人の地区が、津波により堤防を乗り越え、一瞬のうちに集落そのものが消滅したという信じがたいものであります。ここは今も何も見えない海のような状況であります。見てきたときも、警察による行方不明者の捜索が続けられており、多くが亡くなった橋のたもとには献花台が設けられ、我が子が行方不明中の家族が祈りながらそれを見守っていました。犠牲者の家族が線香を上げる姿もありました。

また、この北上川流域では、合わせて5校の小・中学校があり、被災状況については図のとおりでございます。午後2時46分の地震発生からの行動については、ここに載せてあるようではありますが、51分後、最終的に決断し、避難した場所が津波にのみ込まれたということです。今回の避難失敗の原因はいろいろ言われておりますが、起こるはずがないという想定外の災害で現場が混乱し、既存のマニュアルでは対処できなかったということでもあります。

しかし一方では、同じように津波被害を受けた東北地方沿岸部でも、釜石では市内の小・中学生の避難率がほぼ100%で、避難の成功例として釜石の奇跡と呼ばれ注目を集めております。この調査では、9校の小・中学生のほぼ全員が、気象庁や行政の災害情報を待たずに地震直後に避難を

開始したという分析がされておりました。鶴住居小では避難合い言葉、押さない、走らない、しゃべらない、戻らないを繰り返し避難訓練を行っていたり、特に津波に対しては、すぐに高台という基本が徹底されていて、被害を最小限に食い止めたということでもあります。

では、なぜすぐに裏山に避難しなかったのか。大川小学校の惨劇への疑問はこの1点に集約されます。石巻市は、大川小学校への津波到達を想定していなかった。市の防災ハザードマップは同小を避難所として利用可としています。学校では以前から堤防を越える津波が来たらもたないで山に避難場所をつくろうと相談し、足が滑るので階段をつけるといいなどと話していたそうでもあります。今回の被災を受け、大川小では学校や教育委員会に対し非難の声も上がっていますが、一方では、108人だれも欠けないように点呼し、先生はよくやってくれた、だれが悪いと思ったことはないと話す保護者もみえます。でも、今も帰りを待っている親がいます。

そこで、まず1項目めの質問に入ります。

今回の被災を受け、学校の危機管理マニュアルや避難マニュアルについて学校や教育委員会の責任が問われておりますが、本市においては、その関係やチェックはどのような形になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

避難マニュアル、行政と学校の関係についてお答えします。

3月11日に発生しました東日本大震災では、今、議員お話しございましたように児童・生徒の在校時に災害が発生しまして、学校職員だけによる避難所の初動対応を担うこととなったことから、行政と学校との連携が重要であるというふうにかえまして、本年5月より教育委員会と各小・中学校とが、日常におけます安全対策、災害発生時の教職員等の参集、避難所としての学校の対応、こういったことを定めました学校等災害対応マニュアル、それから既に定めてございましたが、風水害時及び地震時におけます教職員の参集基準、それから暴風警報時の発令における対応、こういったものをわかりやすくまとめました学校等災害対応フローの策定、見直しに取り組んでまいりました。これにつきましては、8月にまとめの作業を終えまして、8月末に実施しました市の総合防災訓練、このときにおきまして実践、検証したところでございます。

現在、学校では、山間地におけます土砂災害、平野地におけます浸水害など、各学校において危惧されます災害の種類が異なってくるということから、洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域に関する資料、こういったものの確認などによりまして、これまで学校ごとに定めてあります災害発生時の対応マニュアルを、災害の種別、災害の発生時間帯別、それから避難場所等各学校の実情に応じた見直しに取り組んでおります。

今後とも、災害発生時には、行政と避難所機能を担います学校とが連携して、子どもたちや地域住民の安全の確保に対応できるよう努めてまいります。

[3 番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2項目めに移ります。

さきに述べました石巻市では、市教育委員会は昨年2月6日付の文書で、市立学校に対し、津波に対応する二次避難場所を選定するよう求めておりましたが、大川小が作成したマニュアルには、高台というあいまいな記述しかないのに、教育委員会は点検、指導をしていなかったということがあります。学校の危機管理マニュアルに二次避難先が明記されていなかった点で、責任があることを認めております。本市においては、一次、二次の避難場所はどこが定め、どのようにチェックしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

避難場所の決定方法でございますが、これについてお答えします。

本巢市におきましては、山間地におけます土砂災害、平野地におけます浸水害の発生が危惧されるところでございますが、そうした場合に児童・生徒をいかに速やかに安全な場所へ避難させるかが重要になってまいります。

児童・生徒の在校時、学校におりますときですが、地震や豪雨により土砂災害、浸水害が発生した際におきましては、市の防災計画において学校施設が避難所に指定されております。そういったことから、耐震性も含めまして、この学校施設が最も安全な建物であるとの認識のもと、避難場所を単に校庭ということにするのではなく、災害の状況に応じまして、校舎内も含めてですが、安全な場所へ児童・生徒を誘導して、そこで待機させるということにしております。

今後は、これらのことを各学校の避難訓練の際に実施してまいりたいというふうに考えております。

[3 番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

大川小では、市の避難場所にも指定をされておりまして、地震発生後、一般の人もここへたくさん避難してきて、その対応にも混乱を来し、二次の避難がおくれたことも原因の一つとしております。

また、これも視察しました東松島市では、数十名の児童が犠牲となった野蒜小学校においても、

体育館が市の指定避難所に指定されており、津波に襲われた3時50分ごろ、児童約60人を含め300人以上が避難をしておりました。3月13日の捜索では、発見されたこの地区の200人以上の遺体がこの体育館であったそうであります。ここは市の津波防災マップの浸水想定区域にも入っておらず、警報発令後も、ここまで来るはずがないと炊き出しの準備までしていたそうであり、体育館へ避難したことにより水から逃げ場をなくし、大惨事となったようであります。ここでも児童の指揮をとる先生が、一般の避難者の対応と引き取りの親の対応で混乱をし、おくれたということであります。

本市の避難所も学校はすべてこのように指定されておりますが、災害時の指揮体制は、だれがどうするのかなど、学校と市の関係や対応についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

それでは、避難所でもある学校の対応についてお答えをいたします。

教職員、学校の先生でございますが、の本来の任務といたしましては、児童・生徒の安全確保、それから学校の教育機能の維持にございますが、平日の昼間に災害が発生した場合には、学校の先生方が避難所としての管理・運營業務にも対応していただかなければならない状況も予想されます。

そのために、今回の見直しでは、各学校が避難所になった場合を想定しまして、市の職員と教職員との対応の手順を定めまして、円滑な避難所開設が図られるよう改善に努めてまいったところがございます。

今回の本巣市総合防災訓練におきましては、市の職員と学校職員とが連携し、市内12カ所、すべての小・中学校でございますが、一斉に避難所を開設することに取り組み、それぞれ各避難所におきましては、体育館のみならず校舎内の各部屋が避難所としてどのように活用できるかといったことも確認してまいったところがございます。

今後とも、災害発生時には、学校施設において適切に避難住民の対応ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

教職員が一般と子どもと両方やるというようなことでもありますね。私は、果たしてそんなことができるのかということを疑問に思うわけではありますが。なぜかといいますと、私がふだん先生を見ていますと、保護者や地域の方にかわいそうなくらい気を使ってみえます。そんな状況で本当に緊急時に指揮ができるのか。また、一般の避難してくる大人が、そんな素直に従うのかということが大変不安なわけがございますが、そういつて決められたのであればあれなんです、これはこれからの計画や訓練の中で、そういったことをすべての人に理解されるよう努めていただくことを要望

しておきます。

次に移ります。

大惨事となった大川小や野蒜小では、地震発生後に保護者が引き取りに来て、避難の指示をとる先生が、帰った子と残っている子、その点呼確認に時間を費やし、おくれたことも被害拡大の大きな原因としております。また、引き取った保護者が車で避難中、渋滞をし、被災をしたケースも多かったということでもあります。

ここで資料の2を見ていただきます。

この下の表に、死者・行方不明者の数があり、その括弧内は引き渡し後の人数であります。これを見ていただきますと、引き渡し後、亡くなった数が圧倒的に多いのがよくわかります。文科省によりますと、96年に学校は引き渡し方法の具体的検討が必要と報告をし、小学校を中心に災害時などの引き渡しに定着したとしております。学校は子どもを家族に引き渡そうとする傾向があり、保護者も引き取ろうとする。先生の立場と親の気持ちからすればこれは当然かもしれませんが、引き渡し時の混乱や引き渡し後の安全を考えると、学校での引き渡しについては検討が必要だと思えます。本市において保護者への引き渡しはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

それでは、保護者への引き渡し基準ということでございますが、お答えをさせていただきます。

保護者への引き渡しにつきましては、これまでも小学生につきましては、暴風雨や豪雨、さらには地震など、児童の安全な下校が困難であると判断した場合には、学校において直接保護者に児童を引き渡すことを基本にして対応してきました。

本巢市におきましては、市内学校周辺地域におけます土砂災害、浸水害、それから地震による建物の崩壊ですとか道路の崩落、こういったことで、学校ごとにさまざまな状況が想定されることから、重大な災害が発生した場合には二次災害を防止するということから、小学生のみならず中学生も含めまして、まずは学校に待機させることを優先し、学校周辺地域の安全が確認された後ということで、保護者への引き渡しを行うこととしてまいります。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

待機、安全を重視して待機させるという、私としては十分この納得できる答弁でありましたが、これにつきましては、今までこういった防災計画といったものは、学校で先生と子どもだけで行われてきたようではありますが、これからはどこかの場で保護者も加わって、保護者にも理解をしてもらうような取り組みや、そのことの周知徹底が私は必要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（道下和茂君）

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

ただいま議員からお話しありましたように、保護者の理解、これを得るために、今回のこういった考え方につきましては周知に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

5項目めに移ります。

個々の問題について取り上げてきましたが、今回の震災においては想定外の津波が発生したため、すべての防災が対応できなかった、この1点に尽きますが、本市においては、これも想定内の話ではありますが、津波の心配はしなくていいだろうと私も思います。しかしながら、市域で予想されまじ地震や大雨による災害の中では、現在よりももう少しこの危険というものを拡大し、現在の想定外を想定内にし、さらに子どもを安全に守っていくことを願い、現在の防災計画、避難体制の見直しを求めます。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

防災計画、避難体制の見直しについてお答えします。

これまでの学校におけます防災計画ですとか避難訓練、こういったものにつきましては、火災や地震の発生を想定したものでございました。それで土砂災害や浸水害までは想定してございません。

こうしたことから、今回の各学校での見直しでは、これまでの火災、地震に加えまして、土砂災害及び浸水害等各学校の実情に応じた実践的な避難訓練が行われるよう、改善しているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2点目に移ります。

市域の避難計画についてであります、ここで今回の東日本大震災にまつわるちょっといい話を紹介させていただきます。

資料の3を見てください。

その一つ目ですが、東松島市の野蒜地区のお話ですが、「あんなところまで津波なんか来るわけがない」と、周りのみんなに笑われながら、佐藤善文さんが退職金をつぎ込んで、10年かかって高台の岩山に避難所をつくりました。これは周りの住民に「佐藤山」と呼ばれておりました。この場所が、このたびの震災で約70人の命を救ったということでもあります。佐藤さんは今までに、「大きな津波は建物ではだめ。高台に逃げるのが鉄則」と市に訴えておりましたが、佐藤山は指定されなかったということでもあります。

もう一つのお話は、岩手県大船渡市の海沿いの小学校に、津波から逃げる時間を短縮する非常通路を設けるように提案し続けた、ある市議の話であります。

平田 武市議は数年前から「津波が来たときに子どもが1階におりていたら間に合わない。2階から直接道に出たほうが早い」と話すようになりました。平田市議の強い要望を受け、昨年12月、約400万円の予算がつき、校舎2階とがけの上をつなぐ非常通路が設置されました。

今回、津波に飲まれた小学校の児童はこの通路を通して避難し、71人全員の命が助かりました。「津波が来たとき一番危ないのは越喜来小学校ではないかと思う。残った人に遺言みたいに頼んでいきたい。通路を一つ、橋かけてもらえばいい」。2008年3月の市議会の議事録にこう発言が記録されております。この市議は震災の9日前に病気で亡くなったそうであります。

そこで、まず1項目め、本市において主に各地域の教育施設、集会所、公民館が避難場所となっておりますが、その設定基準についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、避難場所の設定基準についてお答えさせていただきます。

現在、市では、災害時の避難先として、緊急的な避難先として集会所などの避難場所、さらに市が開設する避難先としまして、小・中学校や公共施設などの避難所を指定しております。

設定基準につきましては、対象地区のすべての住民を収容できるか、また火災の延焼の危険がないか、土砂災害や浸水害の危険がないかなどを考慮しまして選定しているところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

現在の避難場所、ここで私が言いますのは自治会の集会所のことを指しますが、そのもの自体の安全性についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

自治会の避難場所でございますが、特にトンネルより以北につきましては、土砂災害の指定区域、そのイエローゾーンになっているところもございます。そんな中で県において、今現在、指定の見直しがされているところがございます。そんな中でございますので、先ほど申し上げました避難場所でございますが、先ほど申し上げましたのは基準について申し上げましたので、実際につきましては、今後、イエローゾーンの、結局各地区の公民館におきましては見直しを自治会、要するに自主防災組織、イコール自治会でございますので、自治会とよくお話をしながら、避難場所の指定をしていきたいなというふうにご考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

3項目めに移ります。

避難時の道路渋滞についてであります。これにつきましては震災直後、テレビなどで大きく報道されていましたが、地震直後、我先にとなるべく遠くへ逃げようという人たち、また学校などの施設へ子どもや家族を車で迎えに行く人たちが殺到し、地震で一部通れなくなった道路もあってことで混乱をし、道路渋滞があちこちで発生いたしました。津波の情報不足も伴って、自動車を捨て切れない人もあり、多くの犠牲者へと拡大したという事実がございます。本市において、この避難時の道路渋滞についてはどのように対処されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

避難計画におけます道路渋滞の対処法につきましては、市地域防災計画によりまして、市及び県公安委員会が相互に協力しまして、適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止を図りまして、緊急物資の輸送や警察または消防活動が行えるよう道路交通の確保を図ることとしておるところでございます。

なお、緊急車両通行の確保の観点から、原則として車での避難は避けることとされております。また、市民の皆さんへの周知に努めてまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

4項目めに移ります。

今回の大震災は想定外の地震であったことが一番の原因でございますが、これを仕方ないとあきらめるのではなく、まだまだ防げることもあるのではないかと。私がここで一番申し上げたいことは、災害時、人の命だけは絶対守りたいということであります。命さえあれば後のことは何とかあります。命を助けるということは、災害直後、いかに安全な場所へ避難するか、私はこれに尽きると思っています。

私の自治会でも、皆さんと同じように避難指定場所は集会所となっております。ここは集落の真ん中で、当時ちょうどいいここに土地があいていたので、ここに建てられたのであります。どこも集会所というものはそんなふうには建てられたのではないのでしょうか。でも、ここは川の近くで谷の横に建っており、集落では実は一番危険な場所であります。雨にぬれる場所でも人は死にません。もう一度、その地域ごとに、災害直後はどこに逃げたら一番安全か。たとえそれが複数の場所になろうとも、まず命を助ける場所というものを見つけてほしい。もし、それががけの上だったとしたら、佐藤さんがやったように道をつけてほしい。市議が訴えたように通路が必要ならつくってほしいと願います。それが私は真に市民を守ることだと思っておりますが、この点についていかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、さらに安全な避難場所の検討についてお答えさせていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたが、市が指定しております避難所においても危険な避難所が一部ございます。今後、市地域防災計画の見直しとあわせまして、より安全な避難所の指定に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、先ほども申し上げましたが、トンネル以北におきましては一時避難場所といえますか、公民館がイエローゾーンに該当しているところもございます。そんなところでは安全ではございません。そんなことから各自治会、自主防災組織でございます各自治会とよく検討させていただきまして、避難場所を指定させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

今、自治会と連絡をとって相談をして一番安全な場所を見つけるというような答弁でありましたが、私が言うのは、着のみ着のまま、はだしで逃げるときに、近所で一番安全な場所をもう一度真剣に探しましょうとこう言っていることでもありますので、その点は御理解願って早急に進めていただきたいと思います。

続きまして3点目、地震に対するダムの安全性についてお尋ねいたします。

これまでの調査で、東北、北関東のダム88カ所で堤体にひびが入ったり、損傷していたことがわかりました。このうち、福島県須賀川市ではダムが決壊し、家屋19棟が全壊流出、7人が死亡、1人が行方不明となる甚大な被害が出ました。このダムは、1957年のダムの設計基準制定以前に建設されており、専門家は、老朽化したダムを中心に耐震性を再点検する必要があると指摘をしております。特に古いダムについては、通常の耐震性以外にも固有の弱点がないか、細かく早急に点検すべきだとしております。

そこで1項目めでございますが、市域には根尾地域を中心に砂防ダムなどの多くのダムが存在しておりますが、ダムの耐震性についての調査はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

3点目の地震に対するダムの安全性について。そのうちのダムの耐震性についての調査はとかいう御質問にお答えしたいと思います。

まず、議員の御指摘の福島県にあるこの藤沼湖だろろうというふうに思いますけども、1949年に農業用のため池としてつくられたと聞いております。高さが18メートル、幅が133メートルのダムが水をせきとめる構造となっております。

3月11日、東日本大震災により決壊したダムから流出した流量150万トンの水が一気に集落に押し寄せ、14歳から89歳の男女7人が犠牲になったと。しかしながら、まだ1歳の男児が行方不明と、今もわかってないということを聞いております。

福島県によりますと、ダムは土を盛ってコンクリートブロックで覆ってつくられておると。古いダムになりますが、老朽化で水が漏れたため、県が94年度までにセメント注入などをするなどして改修工事を今まで行ってきたということになっております。

しかしながら、本巢市について、特にこの貯水ダム、農業用のダムというのは基本的にはありませんので、こういう大型ダムはない。河川をせきとめた堰堤で用水をとっておるといところがほとんどですから、こういうような大きな災害には、そのものにはならないだろうというふうに思いますが。その他に、御存じのように上大須ダム及び金原ダム関係の堰堤、こういうものがございまして。管理されております中部電力株式会社の西平土木管理所にお聞きいたしましたところ、ダムの建設に当たっては強固な岩盤を基礎として選定をしたと。国が定めた河川管理施設等構造令等により耐震設計がまずはなされておるといことでございます。

また、大規模な地震に対しては、平成14年度に内閣府中央防災会議より公表されております想定東海地震及びその後公表された三連動地震についての耐震チェックを行っており、上大須ダム及び金原堰堤はダム本体の安全上、問題となる被害が生じないことを確認しておるといことでございました。

今後、この東日本大震災から反映すべき新たな知見等が出てまいりましたら、適切に対応したいということでございましたので、答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2項目めに移ります。

今、発電所のダムのごとに触れられましたが、砂防ダムについてですが、大規模なものになりますと防水堤まで10メートルから20メートルもあり、ほとんどが今、満砂状態であります。仮に地震によって決壊するようなことになれば、その土砂が下流へ流出し、家屋や田畑、事によっては人命も奪うようなこととなります。中には内務省時代につくられた古いものもあり、心配をされる声もありますが、これらについての安全性は確保されているのか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

それでは、2点目の老朽化したダム関係の御答弁をしたいと思います。

安全性ということでございますが、まず初めに、以前は砂防ダムと呼ばれていたわけですが、現在では砂防堰堤と呼ばれておるということでございます。

本巢市内には、土砂災害から地域住民の生命と財産を守るために、国土交通省と岐阜県により砂防堰堤が多数整備されてきたところでございます。

施設の設置、管理を行っております国土交通省と岐阜県に確認をいたしましたところ、昭和初期ごろから内務省関係によって石積みの堰堤などの整備が始まり、昭和30年代後半からコンクリート製の砂防堰堤がつくられるようになったということでございました。

この砂防堰堤は国が定めた河川砂防技術基準や土石流対策指針等に基づき設計がなされておりまして、昭和51年度以降、高さ15メートル以上の大規模な砂防堰堤は地震に対する検討も行われておるということで、これについての耐震性、そういうものは問題なかろうというふうになっております。

一方、それ以前、51年以前につくられた、古い時代に整備されました石積砂防堰堤や、現在設置をいたしておりますけども、高さが15メートル未満、小規模な砂防堰堤につきましては、地震に対する検討は、基準はないということで、現実的にはされていないということでございます。阪神大震災や東日本大震災においても、大きな被害が現実的には近畿地方等ではなかったと。クラック等は若干入ったということで、それが果たしてという状態ではなかったということでございますので、この国土交通省、岐阜県では、そういうことで、安全性はあるということでございますが、毎年施設の点検・パトロールを行い、適正に維持補修や災害復旧を行うとともに、震度4以上の地震発生

時には施設の点検を行い、安全確保に努めているところでございます。

しかしながら、御質問の老朽化関係、あるいは砂防ダムの土砂の堆積、これが数多くあるということでございます。市といたしましても、この状況に応じた要望を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、地震、特に豪雨関係が、山間地というのはやはり想定をこれからされてくるだろうというふうに考えておきまして、この災害が想定される場合、起こってからではこれ遅いわけでございますので、想定される、あるいは山が一部抜けた、ダム湖ができるというような場合、こういうものも想定をした場合には、国土交通省越美山系の砂防事務所と連携いたしまして、早期にヘリによる緊急調査の依頼を行うことができる、これが今年度から新たに始まったようでございますので、こういうものを使って山間地特有のダム湖あるいは山崩れ、これの早期発見を行っていききたい、そういうふうなことで、市としてもそういう対応をお願いをしていきたい、そういうことでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

これにつきましては、今回に限ったことではございませんので、これからも引き続きやっていただきたいと思っております。要望しておきます。

4点目、自治体としてのエネルギー施策についてに移ります。

福島第一原発の大惨事から半年が経過いたしました、今もなお、あらゆる被害が拡大をしており、原子力事故の恐ろしさをまざまざと感じた気がいたします。この地域においても浜岡原発が停止をされ、それに伴う節電対策が求められました。

ここで資料の4から5で、研修してきました葛巻町について簡単に御説明をさせていただきますと、ここは岩手県の山間部で、かつては木炭の生産が主な産業であったが、石油へのエネルギー転換を機に酪農へとチェンジし、さらに新エネルギーに早くから着目し、さまざまなものに取り組み注目をされているまちであります。特に風力発電では、林業で活用した林道があり、開発が比較的容易であったという背景もございます。ここにきて、急に自然エネルギーというものに注目が集まっておりますが、これについてはそれぞれの立場で多くの課題もございます。私自身、以前にも取り上げておりますが、改めてここで省エネルギーと新エネルギーについて具体的な検討が必要であると思っております。

そこで、まず1項目めですが、この夏、朝、パソコンのスイッチを入れますと、中部電力エリアの電気予報がリアルタイムで出てくるようになりました。私はこの夏、これを目安に節電を心がけていたのですが、ことしの夏は、平均気温は過去114年で4番目の高さであったそうであります。大企業などは15%の節電が義務づけられ、土・日営業などで対処をし、また一般家庭でもいろいろな工夫がされ、トータルで10%以上の節電によりこの夏の電力不足を乗り切ったということで、成功は努力のたまものと報じられておりました。冬の電力供給につきましては、今のところ回避の方向

ではありますが、予断を許さないともしております。6月の定例会でも、皆さんが市の節電に対する取り組みについて尋ねておりましたが、それを振り返りこの総括を願います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

今夏の節電に対する総括について御説明申し上げます。

節電につきましては、市といたしましても環境、省エネ等の観点から常日ごろより取り組んでおりますが、とりわけ今夏につきましては中部電力からの節電要請もあり、例年取り組んでいます節電対策をさらに徹底するとともに、新たに庁舎等の電灯160本の間引きや、各庁舎ロビーのテレビ電源の常時オフ、緑のカーテンの活用やパソコンの電源オフなどにより電気消費の削減に努め、その結果、4庁舎のみの集計となりますけれども、4月から8月までの5カ月間で電気電力量が昨年に比べ1割程度減少しております。

また、市民に対しては、広報紙7月号で「夏の節電対策」の特集により、エアコンや冷蔵庫などの節電を呼びかけました。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

今の答弁で、電気量が1割も削減できたということで、ある意味驚いておりますが、私が提案をいたしました省エネをそのときからやっておけばなと愚痴を言いながら、次の質問に移りたいと思います。

2項目め、国内の原発の方向が見えない中、電力を初めとするエネルギー不足に対し、長い時間と巨額な費用を要するであろう新エネルギーよりも、まず先行すべき対応策は、節電を初めとする省エネだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

省エネにつきましては、エネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法ですけども、省エネ法の改正により、昨年からは本巣市役所が特定事業者指定され、新しくエネルギー削減のための中長期計画を作成しており、この計画との整合を図った地球温暖化防止のための本巣市地球温暖化対策推進実行計画を、平成22年度を基準とし、毎年1%ずつ目標値を上げていく計画を作成しています。推進方法といたしましては、各部局に地球温暖化対策推進員を設置し、目標値に合う実施計画を作成してもらい、地球温暖化エネルギーの使用量の削減を目指すものですが、具体的な取

り組みといたしまして、電気使用に対する取り組みとして、庁舎内のLED照明器具の更新、公共施設の改修時に太陽光発電システムの設置、空調機の温度設定の徹底、ノー残業デーなどを実施しており、燃料使用に対する取り組みとしては、空調施設の温度設定の徹底やエコドライブ、アイドリングストップの徹底などを実施しております。

また、市民に対しては、省エネ対策の特集をCCネットや広報紙で行い省エネを呼びかけております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

少し私の質問に対する答弁がずれておりまして、私はエネルギー問題に対してまず先行して取り組むべきは省エネではないかと聞いたつもりなのですが、まず、ここからこの問題はスタートしませんと次に入っていきませんので、まず、そこをよろしくお願いします。

○議長（道下和茂君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

おっしゃるとおりで、省エネについてこのようなことを実施しておるといふ御答弁をさせていただいたんですが。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

いいですけども、先ほどの答弁で、あれもこれもやってるんだと得意げに並べられましたが、省エネについては、私は以前にも取り上げました。平成18年9月ですから5年前、もっと言いますと上谷議長のときですから、相当古い話になります。ことし慌てて真正分庁舎でやったようですが、そのとき費用が少なくて効果が大きい緑のカーテンや打ち水作戦などを提案し、できることから検討すると言ったきり、今に至っても種さえ配っていません。分庁舎の一部で緑のカーテンをやるまで5年もかかっている現状であります。ノーマイカーデーも中途半端、LEDも江崎議員が昨年9月に提案をいたしました。費用対効果の問題で消極的な答弁でありました。私は今回の原発事故を受け、その節電要請を受けて、ここにきて何か慌てて節電や太陽光に取り組むといったような、こんな印象しか私はございませんが、いかがでしょうか。

○議長（道下和茂君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

省エネにつきましては、従前よりいろいろと取り組んできたわけですが、確かに東日本大震災を

起因とする電力不足などを受けた今年度に比べ、積極的なものでないところもありましたが、今後につきましては、この取り組みを継続するとともに、新しい取り組みを積極的に取り入れたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

3項目め、太陽光についてお尋ねします。

本市の公共施設での供用状況や民間での普及率など、本市の太陽光の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

本市の太陽光発電の現状について御説明を申し上げます。

公共施設での供用実態でございますが、平成17年3月から本巢中学校、平成22年4月から土貴野小学校、8月からはもとす広域連合幼児療育センターでそれぞれ10キロワットの太陽光発電を設置しており、今後につきましては、平成23年度に真桑小学校で10キロワット、平成24年度には本巢保育園で20キロワットを計画いたしております。

次に、民間での普及状況でございますが、平成22年度末の中部電力との電力受給契約件数が376件ございますので、公共施設分を差し引いた373件が本巢市における住宅用の太陽光発電システム設置戸数と考えております。

なお、これは本巢市の全世帯の3.3%に当たります。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

4項目めに移ります。

今回、唐突に補正予算で新事業であります住宅用太陽光発電システム設置整備事業が計上されましたが、この事業の導入に至る経緯と詳細な内容及び普及計画についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

まず経緯ですが、東日本大震災により、福島原子力発電所が大きな被害を受け、中部電力の浜岡

原子力発電所も災害対策が完了するまで運転停止となる状況にあるため、本市も何らかの対策を進める必要があると考え、CO₂の削減による環境対策や電力不足対策として、一般住宅用等の太陽光発電システム設置に係る補助金制度を検討していたところ、6月議会の一般質問で太陽光発電システム・小水力発電システム導入の奨励金についての質問がありました。

その後、国においても新エネルギーに取り組む方針が打ち出されたことも踏まえ、早期に実施するため、県内市町村の補助金制度の状況や要綱等について調査調整を行い、9月議会に予算措置をお願いするものでございます。

詳細内容につきましては、補助対象システムは一般社団法人太陽光発電協会が行う住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業の対象となる太陽光発電システムで、実施時期につきましては、本年10月1日からで、平成23年度分の住宅用太陽光発電導入支援対策補助金の補助金交付決定を受けた方が対象です。また、補助金の額は、太陽電池モジュールの最大出力値に1キロワット当たり3万5,000円を乗じた額で、上限は4キロワットまでです。

次に、普及計画でございますが、国においては、住宅用太陽光発電システムを2020年度までに2005年の約20倍に当たる約530万戸にふやすことを目標としており、これを全世帯に対する割合で計算すると約10%になりますので、市もこれを押し上げる補助金として2020年度の本巢市の全世帯数の10%と推定される1,300世帯に普及する計画といたしております。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2点について再質問いたします。

普及計画については現在の3%ですね、3.3%を10年で10%にするとの計画であります。原発事故を受け逼迫するこのエネルギー事情の中で、余りにものきな計画であると思えます。そんなことで、本当にこの現状を打破できるのか不安ですが、いかがでしょうかというのが1点。

もう1点は、説明になかったのでお聞きをいたしますが、施設整備に当たり、施工者を住宅リフォームのように市内業者に限定はしないのか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

1点目の御質問です。目標が10%では少ないのではないかとということですが、今回の補助金制度は国の施策の後押しをするという考えにより目標値を設定しておりますことから、国においてもこの8月に国会で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立するなど、今後の動向によっては目標値の引き上げもありますので、御理解をいただきたいと思います。

2点目の工事施工者の市内業者限定についてですが、今回の住宅用太陽光発電システム設置整備

事業補助金については限定をいたしませんでした。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2点目について再質問いたしますが、私は今、市内業者に限定する取り扱いほしないというようなことでありましたが、私は市内業者に限定をして、市内の経済活性という別の効果も発生、発揮させるべきだと思いますが、いかがでしょうか、副市長にお願いします。

○議長（道下和茂君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○3番（黒田芳弘君）

いやいや、副市長に前もって、前もってというか、通告したんですが。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○3番（黒田芳弘君）

違う、副市長。

○議長（道下和茂君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

ただいま対象事業者を市内業者に限定してはいかがかという御提案をいただきましたけれども、今回の住宅太陽光発電システムに対する補助制度につきましては、あくまでも環境対策、電力不足対策の一環といたしまして、自然エネルギーの活用を本巣市として支援していくということで創設をさせていただきましたので、住宅リフォーム助成事業のように地域経済の活性化を図るために行う施策として実施するものではないということでございます。

また、この住宅太陽光発電システムにつきましては、建て売り業者さんや、あるいはハウスメーカーなど、多くの市外の業者さんも取り扱っておられまして、市民の皆様の業者選択の余地を広げられるよう市内の業者に限定をする取り扱いをしないほうがいいのではないかということで、今回の制度設定とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

もう一回質問いたします。

私なら市内業者への発注は市民の自主性に期待するとか、どうしても重なりますので、上限を10万円にしといてリフォームのほうでもどうぞというようなお答えをいたしますが、今の説明ではあ

くまでも環境対策のためであって、景気対策ではないと。それと、市民に選択の余地が広がるように限定はしなかったという御説明であります。今回の太陽光、この助成事業につきましては、予算が980万円、1件当たり14万円でありますと70件、私の試算では1件当たり300万円といたしますと2億円を超える相当な工事料となります。これは住宅リフォームではせいぜい数千万円の金額であるんですね。これだけのお金が市内に回れば、それ相当の効果が私は期待ができると思います。今のように地方分権、地域主権が盛んに叫ばれている中、我々のようなこういった地方の小さい自治体は、それこそ知恵を絞って、いかにお金をうまく使い最大の効果をもたらすか、これが一番大切ではないでしょうか。

今回は、どうせこれも住宅リフォームと重ねますので、これ以上は問いませんが。市長さんもなかなか忙しいと思いますので、細かいところまでは気づかないことも多かろうと思いますので、それを支えます副市長さん初め部長さん方が常に目を配らせまして、地域活性、これを常に念頭に置いて、よりよい政策になるよう心がけていただくよう要望します。

5点目に移ります。

民間への補助事業についてであります。資料の4の2ページ目にあるよう、葛巻町ではクリーンエネルギーのまちというスローガンを掲げ、新エネルギーの推進で、魅力あるまちづくりのために、早くから太陽光を初めクリーンエネルギー自動車、木質バイオマスなど、実に七つもの補助金事業を導入しております。こういった事業に対する見解と本市の可能性についてお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、他地域の新エネルギー助成事業への見解と本市での可能性につきましてお答えさせていただきます。

福島原発事故によりまして、新エネルギーへの転換は喫緊の課題となっていることから、先ほど来、例に出されました岩手県葛巻町のように地域資源を生かした新エネルギーの導入が重要であると考えております。

また、地域資源を活用した新エネルギー導入に対する助成制度は、新産業や観光、雇用創出などの付加価値が期待できる大変有効な方法であると考えております。

本市における地域資源の活用としましては、豊かな水と緑を生かした小水力発電や木質バイオマスの活用が考えられますが、小水力に関しましては、太陽光発電のように発電システムがまだ市販化されていないことや水利権の手続など、システムの構築に課題があります。

また、木質バイオマスを燃料とするまきストーブやボイラーの一部製品では、住宅密集地において煙とかにおい、こういったものが近所とのトラブルになる事例が報告されており、市内全域での設置には課題があります。

今後、新エネルギー導入の助成制度につきましては、活用できる地域資源や助成内容について、

先進地あるいは近隣市町村から情報収集に努めるとともに、本市にとって最も効率的な手法を今後検討してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

先ほど市内限定しないと云々ときながら、付加価値が期待をできるというような言葉があったんでちょっと理解できませんが、次に行きます。

6項目めであります。今回、電力自給率160%のまちというタイトルにひかれて、環境問題やエネルギー不足に対してまじめに取り組んでいるところもあるんだなと感心をしながら研修をしたわけでございますが、内容は、財源の多くは国や県からの補助金だということで、さすが実力者のいる岩手県だと思ったということ。そして160%の電力自給率があるのに、これを一たん電力会社に売電し、供給を受けているという実態も知ることができました。

新エネルギーにつきましては、太陽光や風力、バイオマスなどがありますが、仮に本市などの自治体がこういった発電システムを構築した場合、電力はどんな形で私たちに供給されるのか。これにはいろんな国や自治体や電力会社、またこの事業体などが絡む関係が複雑かと思いますが、そこら辺についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

自治体が発電システムを構築した場合、その電力をどうやって供給していくのかということでございますが、本市では、現在、先ほども答弁しましたとおり、本巢中学校や土貴野小学校におきまして太陽光パネルを設置しております。現行の制度においては自治体が500キロワット未満の太陽光パネル等の発電システムを構築した場合、発電された電力のうち、設置施設内で自家消費された分を除いた余剰電力を電力会社に売却し、各家庭に供給をされております。

しかし、ことし8月26日に、電気事業者により再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が可決・成立をいたしまして、来年の7月1日から施行されることとなりました。この法律は、太陽光、風力、中小水力、バイオマスなどを利用した10キロワット以上の発電設備で発電した電力を、国が定めた単価で電力会社が全量買い取りすることを義務づけるものでございます。これによって、再生可能エネルギー事業に参加します民間事業者が安全に電気を電力会社に売却できるようになり、メガソーラーに代表される多くの民間事業者の参入が期待をされております。

したがって、法施行以降に自治体等が10キロワット以上の発電システムを構築した場合は、全量買い取りと余剰買い取りの選択制となりますが、国が定めた単価で電力会社が買い取りすることとなります。

なお、住宅等での太陽光発電につきましては、現在と同様に余剰電力の買い取りとなるというふうに考えております。

[3番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

この中で小水力発電については、最近では30センチのU字溝に設置できるような8万円という低額なものも出ておるようではありますが、これにつきましては水利権ですとか河川法ですとか、またその水路の使用許可など、書類が複雑で申請が大変というこういう課題もあり、あきらめる人も多いということも聞いておりますので、これをこの自治体で代行できるようなことも考えていただきたいなど要望だけしておきます。

最後、7項目めに移ります。

今回、参考として取り上げております葛巻町について、注目すべきは資料4の1枚目の右下にあります観光客の推移についてであります。見ていただくとわかるように、風力発電が稼働してから、19万人から55万人へと3倍の急激な伸びを示しております。また、雇用面でも、牧場、ワイン工場、コテージの第三セクターだけでも150人、その他の施設やエネルギーと関連する産業を合わせると7,400人の町民の多くが何らかの形でかかわり、まちには多大な効果をもたらしております。さらに、これらが功を奏し、移住定住者もふえているようであります。

このように新エネルギーの開発や導入につきましては、我が本巢市に当てはめてみますと、森林の間伐促進に期待ができるバイオマスや、今では何のために譲り受けたのかわからない広大な400ヘクタールの山を利用した風力発電など、地域の特徴を生かした新産業を興し、観光や雇用創出につなげる有効な活用というものを期待をいたしますが、その見通しや可能性について、最後は市長にお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、自治体のエネルギー施策についての最後の市としての開発、導入の見通し、可能性ということでお尋ねでございますので、私なりのお話をさせていただきたいと思っております。

先ほどから黒田議員大変よく勉強されておられまして、いろいろほかのまちの状況等々ずっと事細かにお話をさせていただき、私も聞いておりました大変感心をいたしておるところでございますけれども。特に今回の葛巻町のお話というこれを拝見をさせていただきました。これだけ本当にやってみるまちというのはすばらしいなというふうに思っています。これはもちろん、こういう立地条件等々もあろうかと思っておりますけれども、その立地条件をうまく活用して、風力からバイオマスから、こういうものをやられるというのは本当に感心をいたしております。我々も、こういうものがこ

の本巢市の中で可能であるなら、ぜひいろんな形で研究もして、できるものから手を挙げていきたいなというふうに思っております。

先ほど来、部長等が御説明を申し上げますように、この本巢市の場合でいきますと、小水力とか今のバイオマスとか、それから太陽光、そんなものが今度は出てくるだろうと思いますけども、やはりこの辺をもっと勉強させていただいて、本当にこの本巢市の地域に合ったそういったものが可能でないだろうか、できないだろうかというふうにとちょっと今考えておるところでございますし、また、こういうものの導入に当たっては、自治体だけが率先してやるのではなくて、民間の方々、また個人の方々にも、こういうものに参加していただける、そういうものについての必要な支援ということもあわせて検討をさせていただきたいなというふうに思っております。いわゆる官民挙げて、この本巢市の地域特性を生かしながら、葛巻町で着手しているような、こういった本当にこれから必要になる自然エネルギーというものの研究というのに、しっかりと検討を進めていきたいなというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

私、最近になって、こういったものに対して考え方が少し変わってきました。地球温暖化対策や新エネルギー開発といった問題については、地方の小さな一自治体が扱うには少しばかりテーマが大き過ぎるような気がしてなりません。規模が大き過ぎまして、うちぐらいがやっても、そんなに影響はという思いがだれにでもあるのではないのでしょうか。でも、これは後、将来にとって、とっても大切な問題で、みんなで実行しないと解決できないことも事実であります。今回、研修をして思ったんですが、地球環境のための新エネルギーは、大義ではあるが、政治的パフォーマンスに利用されているたぐいもあり、きれいごとでもあります。自治体が進める環境対策は、付加価値を追求し、新産業の開発とそれによる観光化、これを成功させて、地域経済の活性と雇用創出で住民に幸せを与えること、このほうに重心を置くべきだろうと私は思います。これが託された市長の務めと責任だと思いますが、いかがでしょうか、最後お伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほどもお答えをさせていただきましたけども、葛巻町の例を拝見させていただきました、本当に地域の活性化とは何かということ、これを見させていただいて感じておるところでございます。これからもやはり省資源、省エネルギーというものは、これから当然必要になってまいります。これは大きな話すれば、地球温暖化対策等々につながってくるわけでございますけども、これは今現在生きる我々がそういうことをしっかりやっつけていかなければ、後世に禍根を残すというような対策でもあるわけでございまして、ぜひ、知恵を絞って、こういうようなことで協力できる、いわゆる

推進できるものはしっかりと推進してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、本当にいい、こういう地の利もうまく使いながら、それぞれの先進的な取り組みということでこれを参考させていただきながら、本巢市の中でもこういうものにどれだけできるかということの研究してまいりたいというふうに思っております。

○3番（黒田芳弘君）

長い間ありがとうございました。これで終わります。

○議長（道下和茂君）

続きまして、4番 船渡洋子君の発言を許します。

[発言する者あり]

○4番（船渡洋子君）

では、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、第1点目の安心・安全のまちづくりについてでございます。

9月9日は救急の日ということで、9月9日付の岐阜新聞に、ある記事がありました。それは、長良西小学校の辻君という生徒なんです、この方がスポーツ少年団で野球の練習をしていたときに、ボールが胸に当たり心肺停止状態に陥った。現場のグラウンドにはAEDがなく、父兄のコーチ、中山さんが心臓マッサージや人工呼吸を実施し、救急車が到着後、AEDを施すなどして一命を取りとめ、5月からは学校に通い、野球の練習も7月から本格的に始められるほど回復をしたという。その辻君が、この夏休みの研究テーマを119番通報応急手当といった、そういったことを研究をして発表をしたという、そういった内容が載っておりました。

また、皆さんもよく知るところでは、元サッカー日本代表の松田直樹選手が、練習中に心筋梗塞で倒れ、8月4日に亡くなられたという、これを受けて、今、AEDの注目がまた高まっております。

そこで、AED設置状況と、いざというときのための普及推進についてお伺いいたします。

イとして、本市のAEDの設置状況と設置場所の市民への周知状況はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、AEDの設置状況と設置場所の市民への周知状況についてお答えさせていただきます。現在、市では、学校や体育施設、市役所4庁舎などの市内41施設にAEDを設置しておるところでございます。

設置場所につきましては、毎年全世帯に配布させていただく本巢市くらしのガイドブック、ここにハートのマークをつけてございますが、本巢市詳細地図にAEDの設置場所を図示しておるところでございます。図示することによりまして、市民の皆さんへの周知を図っておるところでございます。

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

今、設置場所というのは、図の中でハートマークで市民にお知らせをしているということでしたが、8月に私の有志といいますか、市内でAEDの講習会を行いました。そのときに、参加したほとんどの人が、どこにAEDがあるか知らないという、そういう現状であります。今、ハートマークでということですが、改めてこのAED、今そういった関心の高まっているときに、本巢市はこういうところに設置をされてますよというようなことを、また広報紙とかホームページとか、改めて、一緒ごてのお知らせじゃなくて、AEDのいかに大事かというようなこととあわせてそういったことをしていただけるといいのではないかなというふうに思ひます。

先ほどもお話をさせていただいたこの松田選手が亡くなったということで、スポーツ施設へのAED設置というのがすごく関心が高まっていて、たまたまこの松田選手が心筋梗塞起こしたところではAEDがなかったということで、加盟チームへのAEDの貸し出しを決定をされた。文部科学省も8月19日、各種スポーツ団体に対してAEDのさらなる配置を呼びかける通知を出しているという、そんなことが載っております。研究者の間でも、設置促進の声が上がっているということで、やはりこのAEDがあると、運動施設なんかで心肺停止患者にAEDを使用した場合、その生存率は3割を超えているという、ぜひともそういった戦略的にAEDを設置していくべきであるということを専門家の方が訴えてみえました。

次の質問ですが、さらなる公共施設への設置拡充とか、また貸出制度、例えば少年スポーツとかそういったときに、AEDがない場所でやる場合にAEDを貸し出すというような、そういったお考えはないでしょうか、お尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、さらなる公共施設への設置拡充と貸出制度の考え方についてお答えさせていただきたいと思ひます。

公共施設へのAEDの設置につきましては、施設の性格等を考慮しまして、必要に応じて今後とも拡充に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、AEDの貸出制度につきましては、現在、本巢公民館と根尾公民館に貸し出し可能なAEDが1台ずつ置いてあるわけでございます。市の事業で使用してない場合は、公民館備品の貸し出しとしまして自治会等に貸し出すことは可能となっております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ということは、貸し出し事業はやっているということでしょうか。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

貸し出しは行っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

その貸し出しというのは、どういう方、どういう方というか、申込方法とかそういうのがあって、今、公民館、本巢と根尾と言われましたけど、例えばほかの地域でも貸し出しをしていただけるといふことでしょうか。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

実績としては今のところございませんが、本巢公民館に置いてあるのは、別に本巢地区の方だけということではございませんので、真正でも糸貫でも貸し出しはオーケーでございます。貸し出すのは自治会等々申し上げましたが、各種団体、もしゲートボールでどこか別の会場で使われるとかというふうな場合は、申し出ていただいて使っていただければ結構かと考えておりますので、よろしく願います。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

そういったことの周知徹底というのはされているということですよ。例えばスポーツ団体とかそういう人たちが、必要とあれば貸していただけるということは、私ちょっと勉強不足で知らなかったものですから。実績がないというふうに言われましたけれど、確かに今回、私も消防長に来ていただいてAEDの講習をやったときに、実際に本巢市で、このAEDで助かった方はみえますかというふうにお聞きをしたら、今のところないですというふうに言われました。せっかくそういったすぐれたものがあったとしても、それを使う方法を知らなかったりとか、そういうふうに借り入れて持つことができるよというような、そういう意識といいますか、そういったことがちょっと薄いのではないかなというふうに思いましたので、そういったふうな周知徹底をされているという

ことであれば結構ですが、その点どうでしょうか。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

実績ないというのは、各施設に設置してございますので、例えばいろんな体育施設はすべて設置してございますので、その意味で実績がないということを申し上げました。

また、AEDの広報等につきましては、先ほども申し上げたくらしのガイドブックでございますので、また今後、自治会等におきましても周知徹底していきたいというふうに考えておるところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

田中秀治先生という方なんですけれど、国士舘大学の救急システム研究科という方が言うてみえるんですけど、多くの命を助けるため、交番やコンビニなど、だれでも知っている場所へのAED設置を優先的に行うべきですというような、そういったことを言うてみえます。私もコンビニにAEDが置いてあったら、例えばスポーツとかそういうことばかりじゃなくて、心肺停止といいますか心筋梗塞とかそういう方が仮に見つかったときに、すぐ対処ができるかなんていうふうに思ったりもしたんですが、そういったことも今後検討をされるといいかなというふうに、これは私の願いといいますか要望でございますが、そんなふうに思います。

続きまして、ハとニ、一遍にお願いしますが、有効期限があるバッテリーなどの点検状況というのはどのようにされているのか。そして、AEDを使うのには資格というのは要りませんが、いざというときに使えるための対応ということで、やはりせっかくAEDをたくさんの施設に設置をしていただいても、それを使える人がいなくては何もならないということで、今回、この長良小学校でも、やっぱりAEDを使うのに大事だということで、そういった関係者が講習を受けてやったというようなことも記事に載っておりましたが、そういったことに関してどのようにお考えか、お尋ねをします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

まず初めに、有効期限のあるバッテリーなどの点検状況でございますが、有効期限のあるバッテリーの点検状況につきましては、バッテリーについてはおおむね4年、パッドにつきましてはおおむね2年の有効期限でありまして、有効期限にあわせて更新しておるところでございます。

ちなみに22年度に交換しましたのは、バッテリーで8台、パッドで10台分の交換をさせていただ

いたところでございます。

また、いざというときに使える対応についてでございますが、AEDにつきましては、機器の指示に従って取り扱うことによりまして、だれもが使用できるようになっておるところでございます。しかし、訓練などにより実際に使用経験を積んでいただくことが、いざというときにスムーズに対応は可能であると考えております。

これまでに市総合防災訓練の避難所での模擬現地訓練におきまして、市民の皆さんを対象にAEDの取り扱いに関する訓練を実施してまいったところでございますが、今年度からは、自主防災組織における防災訓練等に自主的に訓練をされておるところでございます。今後におきまして女性防火クラブの研修会においても取り扱いの訓練を行っていききたいと。また、実際に行ってもおりますし、また、市防災訓練の機会もとらえまして、今後、AEDの取り扱いの訓練を行うなどして、AEDの普及に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

そのように、全体にそういった意識をしっかりと持っていきたいというふうに思います。というのは、私ごとですが、8月に兄が心筋梗塞で亡くなりました。そのときに運ばれる救急車の中で、心肺停止を2回、心肺停止でもう本当に帰らぬ人となったわけですが、もし今の救命措置とか心臓マッサージとか、そういったことが施されてたら、ひょっとして助かってたかななんていう、そんな思いをすごくしましたので、ぜひともそういった呼びかけといいますか意識をその市民の方たちに持っていきなというふうに思います。やはり行政側というのは、AEDを設置するだけではなくて、そういった機材の管理とか、使用できる人材育成、そういったことを設置後にもしっかり検証して、設置してあるからいいじゃなくて、やはりいざというときに使えなくては何もならないというその観点から、今後とも推進をしていっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、2点目の救急医療情報キットの活用ということでございます。

これは昨年にも質問をさせていただきましたが、全国で150以上の今自治体が、救急医療情報キットの導入を実施をしています。岐阜県の市町でも、結構これを導入を、今回のこの東北の大震災後とかそういったことで、大事であるということで導入をされるところがふえてきているわけですが、北方町においては、この9月の補正で導入をされるという、そういうふうに聞いております。昨年質問させていただいたときには、緊急通報システムがあるから、そういったものは、それよりもっとすぐれたものがあるんだという、そういう回答でありましたが、イとして、緊急通報システムに登録できる条件というのは何であるか。そして、その条件に合えば、全員が登録をしてもらえるのかという、その点をお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、緊急通報システムの登録に関する条件等についてお答えしたいと思います。

医療情報キットの導入は、自宅で倒れるなど万一の際、迅速な救命活動に役立てることを目的に、持病や服用薬などの医療情報を容器に入れて保管するというものでございます。急病時や災害時などに救命や障がいの軽減に役立つものと認識しております。

一般的には、ひとり暮らしの高齢者などが救急車を呼んだ際、救急医療機関への適切かつ迅速な搬送ができるよう活用されるものでございます。

昨年度も説明をさせていただきましたが、本市では65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、本巢消防本部に通報できる機器を貸与する緊急通報体制支援事業を実施しております。この事業を受けることができる対象者につきまして具体的にお話ししたいと思います。心疾患、脳血管疾患の罹患歴がある方、高血圧症、精神疾患、内臓疾患等持病があり現在治療中である方、要支援、要介護認定を受けている方、骨粗鬆症や転倒による骨折等の経験のある方、動作緩慢な身体状況で緊急時の対応にリスクのある方、こうした方々を対象としております。申請によりまして登録し、緊急通報機器を設置しておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

そういった方は全員が登録できるということでしょうか。例えば優先順位があるとか、ありますか。人数がすごく多かったら全員というわけにはいかないと思うんです。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

優先順位は設けておりません。申請に基づきまして設置しているという状況でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

今の緊急通報システムの条件に外れた方というのは、じゃあ例えばひとり暮らしでない場合、家族がいるけれども昼間は家族は働きに行っていないというような、そういう方もいると思うんです。そういう意味で、この救急医療情報キットというのがあると、緊急通報システムがあるからいいではなくて、二重にそういったセキュリティーといいますか、できるのではないかなというふうに思うんですが、同じ本巢消防の中で、北方町は導入をします。本巢市はそれはないよという、ちょっとその辺がどうなのかなというふうに思います。

例えば導入をしていただければ、そんなにお金はかからないんですよ。北方でも50万円ぐらいの補正予算だというふうに言ってたんですけど、例えば民生委員の方とか、今の見守り隊の方たちが声をかけて、こういうふうにやとくといいよというような、そういったコミュニケーションをとることができ、しっかりとそういう意味で1軒1軒回っていただいた、そういった推進ができるんじゃないかなというふうに思いますが、今のところ、その今の情報キットの導入というのは考えてないということでしょうか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

現在、緊急通報システムという形で事業を展開しております。この中で、今までで不都合があったとかそういったことも聞いておりません。事前に本巢消防署へ登録しておくことによって、いち早く対応できるものというふうに考えております。そういった点で、この事業を推進していきたいと、今後も推進していきたいというふうに考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

今のお聞きしたのは、そういう対象者に漏れた人の場合のことをお聞きをしたんですが、救急車で運ばれる方の半数が高齢者の方ということで、その救急車が来て、それから病院へ搬送する時間というのが、通報から現場に救急車が来るのが大体平均して約7分、それから搬送して病院へ行くのに27分から30分ぐらい、またもっとかかる場合もあるわけですが。その多くの時間を要するその原因として、その患者の方の医療情報が現場で把握できないという、そういったことが時間がかかる原因であるというふうにお聞きをしたわけですが、緊急通報システムでわかる人はいいんですが、同じ高齢者でもそういうのに入っていない方というのは、万万が一、自分1人のときに倒れたときにはわからないわけですよ。そういったときに、そういった情報キットがあって、家庭の中に、冷蔵庫の中に、この人の家族はどこにいてこういうふうでというようなことがわかる、そういうものがあるとすごくいいんじゃないかな、安心・安全ではないかなということでもあります。今のところは、まだそういったことを考えてなくて、緊急通報システム1本でいくんだという、そういう回答でありましたので、ぜひとも今後とも、そういった広く、そういった人にも、そういう安心・安全のそういったことができるようなふうに検討をしていっていただきたいということを要望をさせていただきます。

続きまして、高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実をという点でございます。

今、高齢社会となって、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加をしていますが、高齢者が尊厳ある生活維持するためには、コミュニケーションの維持が必至である。それを妨げるの

が認知症であります。

ある自治体では、平成18年より基本健診時に聴覚検査を実施をして、そして特定健診に移行してからも続けられているということで、その聞こえというのはコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の一つであるということが今注目をされております。

厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち、聞こえづらいと自覚しているのは21.6%、それから70歳以上では25.2%、4人に1人は難聴を自覚しています。

また、耳鼻科の田崎洋というお医者さんによると、加齢性難聴の発症頻度は65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えていると言われています。だんだん大きい声じゃないと聞こえなくなる。自分の声が大きくなるというのは聞こえが悪くなっている証拠ではないかなというふうに思うんですけど、そのように自覚をしない中に、だんだん聞こえが悪くなっているという、そういうことも言われています。

加齢による難聴は老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえなくなるのが特徴である。連続した音が途切れて聞こえるため、聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。ただ、低い音は比較的聞こえるため、ちょっとおかしいな、年のせいかなと耳鼻科の受診を延ばしがちで、早期発見を逃し、治療を困難にしております。難聴から社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立することにより、生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認知症へと進展させないためには、定期的な健診を地域で行っていくことが有効であるという、そのように言ってみえます。

そういった専門医へかかる前に、例えば65歳以上のそういった高齢者の方が集まる場所とか、そういったところで簡易チェッカーというのがあるわけですが、そういったものを利用して、自分が耳の聞こえが悪くなったかもしれないということをお医者さんへ行く前に検査をするという、そういったことが今されているということでもあります。この簡易チェッカーを活用して、市の職員の方が、要支援の方、介護認定には至らない二次予防高齢者、老人会などに参加されている元気な高齢者の皆さんらが活動している体操教室とか生きがい対策デイケアなどへ行って聴覚をチェックをして、その結果で耳鼻科で診てもらったほうがいいよというような、そういうことを進めているということでもあります。

この簡易チェッカーというのは、血圧をはかるようなそんな感覚で調べることができて、皆さんのところにおつけをさせていただきましたが、「ペンギンの声が聴こえますか？」ということで、ただ音が聞こえるかどうかじゃなくて、いろんな質問もされて、その内容が認知症かどうかということへの判断にもつながっていくということで、そういったペンギンズボイスという、そういったのがあります。そういったものを使って、高齢者の尊厳ある生活を維持するために、介護予防の充実のため、そういったものを使って聴覚チェックを実施するということに対しての市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

高齢者への聴覚チェックによる認知予防の充実というようなことでの御質問でございます。

高齢者への聴覚チェックで認知症を予防するということにつきましては、難聴は単に聞こえないという問題だけではなく、コミュニケーションの障害にもつながり、特に高齢者では、老人性のうつ病や認知症の増加の原因にもなると考えられております。

高齢者の難聴の中には老人性の難聴というものがあり、また、根本的な治療が難しいと言われております。また、一方で中耳炎・外耳道炎の伝音難聴は治すことができるものであると言われております。こうしたことの見きわめの上で、補聴器を必要とする人であるかとの選択をしていくことが大切だというふうに考えております。

議員御質問の、この簡易聴覚チェッカーですね、これにつきましては検査能力についての詳しい科学的データがございません。今後、関係機関の検証の推移を見守っていきたいというふうに考えております。

こうしたことから、高齢者に対しては、市が実施しています特定健診やぎふ・すこやか健診の結果説明等、そういった時点におきまして注意喚起を行い、聞こえにくいと感じたら早目に耳鼻科への受診を勧めていきたいというふうに考えております。

また、市の障害者福祉施策のサービスの中に補聴器の提供がありますので、該当する方に御案内をさせていただき、担当課と連携を図っていくことで認知症予防につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

今後、そういった検証を見守っていくということでありますので、ぜひとも、そういった簡易に難聴かどうかというのが皆さんの中でチェックできるような、そういったことも念頭に置いて、今後、推進をしていっていただきたいというふうに思ひます。ありがとうございました。以上です。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

9月29日木曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後4時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員